

企画総務委員会

令和4年8月30日

1 報告事項

【環境まちづくり部】

(1) マンション管理の適正化の推進について 【資料】

(2) 「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設に伴う区民住宅及び区営住宅の対応 【資料】

【政策経営部】

(1) 令和5年度予算編成方針について 【資料】

(2) (仮称)千代田区第4次基本構想の検討状況等について 【資料】

(3) 令和4年度都区財政調整 当初算定結果の概要 【資料】

(4) 定年引上げ及び新たな人事制度の導入について 【資料】

(5) 非常勤職員の育児休業の取得要件の見直しについて 【資料】

【選挙管理委員会事務局】

(1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要 【資料】

2 その他

マンション管理適正化法の改正に伴う マンション管理適正化推進計画の策定と管理計画認定制度の実施について

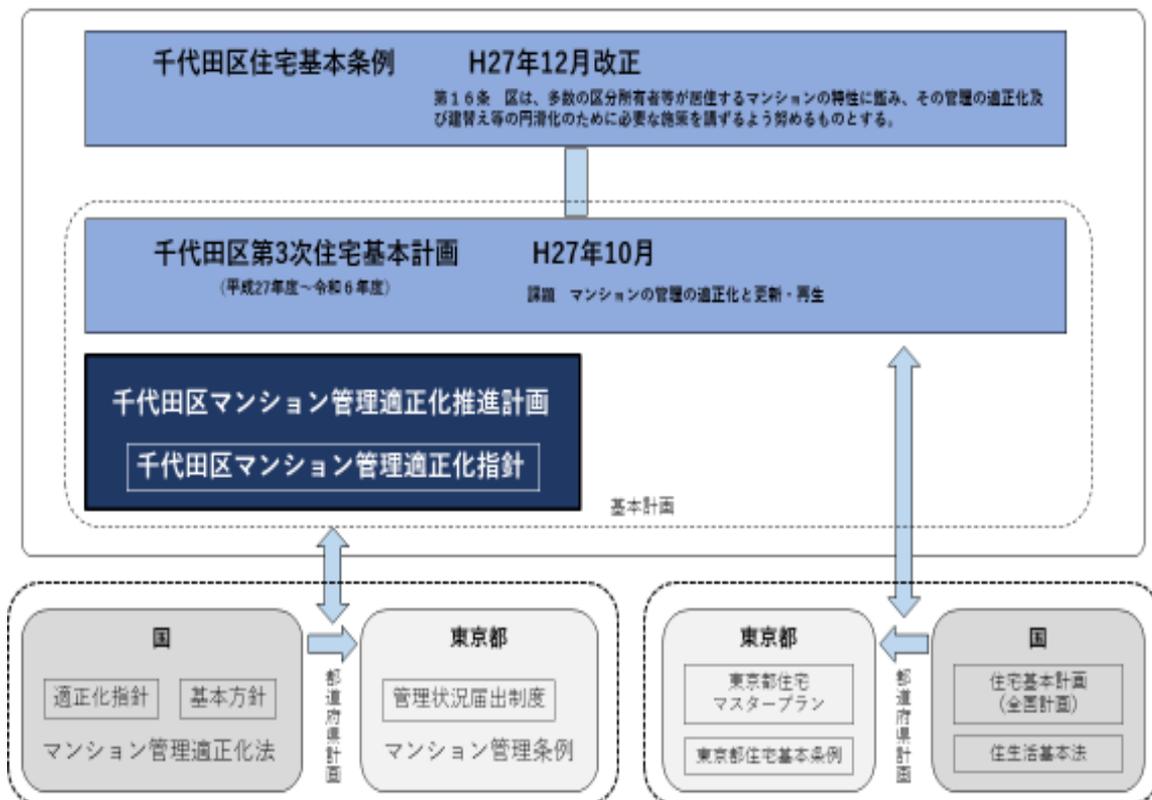
1. マンション管理適正化推進計画策定の目的と根拠

地方自治体の役割の強化により、マンション管理の適正化推進を図ることを目的の一つとして、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）が改正された。

法改正により国は「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」を定め、千代田区においてもマンション管理の適正化推進を図るための施策や指針等を定める「千代田区マンション管理適正化推進計画」を策定する。本計画策定により、次項の「マンション管理計画認定制度」の実施が可能になる。

計画は国が示す「マンション管理適正化推進計画」として定めるべき項目及び内容とするが、第3次住宅基本計画で「マンションの管理の適正化と更新・再生」を課題および推進施策としていることから、住宅基本計画の改定に併せ、都心居住や地域特性を鑑み、その管理の適正化に必要な施策について、さらに総合的な検討を行い、本計画を住宅基本計画の中に盛り込んでいくものとする。

千代田区マンション管理適正化推進計画の位置づけ



2. マンション管理計画認定制度の実施

マンション管理適正化法第5条の4の規定に基づき、千代田区マンション管理適正化推進計画及び千代田区マンション管理適正化指針により、マンションの管理計画認定制度を実施する。

管理計画認定制度は、マンションの管理組合が作成したマンションにおける管理計画を区に提出し、一定の基準を満たす場合、認定を受けることが可能となる制度である。

なお、認定はマンション管理適正化法に基づき、5年ごとに更新が必要となっている。

また、マンション管理適正化法第5条の12の規定に基づき、管理計画認定事務支援法人を指定することができる。

3. 予定

令和4年 9月5日 マンション管理適正化推進計画検討委員会

10月～11月 パブリックコメント

12月 マンション管理適正化推進計画策定

令和5年 4月 管理計画認定制度施行、認定事務支援法人の指定

「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設に伴う区民住宅及び区営住宅の対応

環境まちづくり部住宅課

1 概要

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部改正により、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」が創設され、令和4年11月1日から運用開始されることとなった。

本区では、令和4年3月に「第6次ジェンダー平等推進行動計画」を策定し、「性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす」ため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入の検討を事業化していたところ、「東京都パートナーシップ宣誓制度」がこの計画の事業趣旨と合致するため、当該制度等による受理証明書等を区のサービス事業等に活用することにより対応することとした。

その対応の一環として、区民住宅及び区営住宅の使用者の資格等において、パートナーシップ関係の相手方についても配偶者と同様に取り扱うよう対応する。

なお、東京都においては、「東京都営住宅条例」等について、同様の内容で一部改正が行われ、令和4年11月1日施行となっている。

2 改正が必要となる条例

千代田区民住宅条例

千代田区営住宅条例

3 施行期日

令和4年11月1日

「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の 千代田区のサービス事業等への活用について

1 東京都パートナーシップ宣誓制度の概要

「東京都パートナーシップ宣誓制度（概要）令和4年6月東京都総務局」参照

(1) 制度創設の目的

- 都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下「都人権尊重条例」という。）において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定。
- 都人権尊重条例の理念を踏まえ、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の解消など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設。

(2) 対象

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者とする。以下①から③までの全ての要件を満たす必要がある。
- ①「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者である」と宣誓したこと。
- ②以下の全ての条件を満たしていること。
 - 双方が成年に達していること。
 - 双方に配偶者（事実婚を含む。）がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
 - 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合を除く）。
- ③双方又はいずれか一方が都内在住、在勤又は在学であること。都内在住については、双方又はいずれか一方が届出の日から3か月以内に都内への転入を予定している場合を含む。

※上記の要件を全て満たしていれば、国籍は問わない。

(3) 概要

- ・制度対象である二人が、知事に対して、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出
- ・知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行
- ・受理証明書は都民サービス等の利用時に活用

※制度利用者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、希望に応じて受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載する

ことができる。

※手続きは原則オンラインで完結。

※婚姻制度とは別のものとして制度を構築。

(4) 受理証明書の活用

○都が提供する都民向けサービス事業において活用を図る。確定次第、順次周知。

※法律等により国が対象者を規定している事業は対象外。

※各事業の利用にあたっては、受理証明書を保有していることに加え、各事業の個別要件を満たす必要がある(例:都内在住を必須としている都民向けサービス事業等)。

○都職員の福利厚生制度等における活用も検討。

○都内区市町村との証明書の相互活用等に関し調整を図る。

【調整の具体的な方向性】

- ・区市発行のパートナーシップ証明書を活用し、都民向けサービス事業が利用できるよう検討。
- ・都発行の受理証明書を活用し、区市町村の住民向けサービス事業が利用できるよう調整。
- ・区市発行のパートナーシップ証明書を取得済みの方も都パートナーシップ宣誓制度の届出を可能とする。

○民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生での活用を働き掛ける。

(5) 今後のスケジュール

令和4年10月11日(火) 届出受付開始(予定)

令和4年11月1日(火) 制度運用開始(予定)

2 「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用に伴う本区の対応

- (1) 都人権尊重条例及び「東京都パートナーシップ宣誓制度」の趣旨を踏まえ、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進に向けて、多様な性に関する区民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等の本区サービス事業等への活用を実施する。
- (2) 「第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」に基づき、「性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす」ため、LGBTsへの施策の「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討」事業と同等の効果を実現する施策として、受理証明書等の本区サービス事業等への活用を実施する。
- (3) 受理証明書等の本区サービス事業等への活用は、都や都内区市町村が対象とするサービス事業等と同様の対応となるよう、努める。

3 本区のサービス事業等への受理証明書等の活用と必要な規定改正

本区のサービス事業等への受理証明書等の活用について、国際平和・男女平等人権課は、東京都と連携し、調査や協議・調整等を行う。

各部においては、第6次ジェンダー平等推進行動計画及び東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、各部所管サービス事業等への受理証明書等の活用を国際平和・男女平等人権課に事前協議のうえ決定するとともに、必要に応じて規定改正を行う。

(1) 受理証明書等活用の対象サービス事業等の基準（範囲）

区民・事業者等向けのサービス事業・制度・取扱いであって、パートナーシップ関係に係る生活上の不便を軽減できるなど、当事者が暮らしやすい環境づくりにつながるもの。

※法律等により国が対象者を規定している事業は対象外。

※各サービス事業等の利用にあたっては、受理証明書を保有していることに加え、各事業等の個別要件を満たす必要がある。

(2) 活用する受理証明書等

①東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書（オンライン表示画面又は書面）

②東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると千代田区長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書

「東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた他の地方公共団体の制度」について、「東京都パートナーシップ宣誓制度」と同様の制度であるとして千代田区長が認めるものとし、当該他の地方公共団体の制度による証明書を活用する。この場合における千代田区長の認定手続は、国際平和・男女平等人権課において行う。

4 広報・周知

「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の区民サービス事業等への活用に関する広報・周知は、国際平和・男女平等人権課において、広報千代田、区ホームページに、総括的に掲載するとともに、東京都ホームページ等にも掲載されるため、その連絡調整を行うものとする。

国際平和・男女平等人権課は、各所管部からの活用決定の通知に基づき、広報千代田・区ホームページへの総括的掲載及び東京都ホームページ等への掲載を行う。

各所管部は、所管の対象事業等について個別に広報・周知を行う。

※ホームページ掲載例

**「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の提示により
利用可能な千代田区のサービス事業等一覧**

制度・サービス名	概 要	担当部課係
		〇〇部〇〇課 〇〇係

5 今後の予定

- 令和4年8月下旬～ 区議会常任委員会に報告
- 令和4年9～10月 区議会第3回定例会に区民住宅条例及び区営住宅条例の改正案を提案（住宅の使用申込者の資格等に、都制度等の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方と同居し、同居しようとする者を対象に加え、配偶者と同様となるよう改正。）
- 令和4年9～10月 受理証明書等を活用する区サービス事業等の規定改正・決定
- 令和4年10月11日 東京都が届出受付開始（予定）
- 令和4年10月20日 広報千代田・区ホームページにて受理証明書等を活用する区サービス事業等を公表 東京都ホームページでも公表予定
- 令和4年11月1日 東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始（予定）
区サービス事業等での受理証明書等活用開始（予定）
- 以降、順次、区サービス事業等での受理証明書等活用を公表・実施

【参考】

LGBTs 施策等に関するこれまでの経過

- ・平成 29 年 3 月 第 5 次男女平等推進行動計画策定
 - 基本的考え方 3 つの 1 番目 性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす（施策の方向「性的マイノリティへの理解促進と支援」）
- ・平成 30 年 4 月 区職員互助会がパートナーシップの申立てをした者も結婚祝い金・弔慰金の給付対象に
- ・平成 30 年 6 月 区議会に陳情 同性パートナーシップの公的承認について
- ・平成 30 年 7 月 区議会全員一致にて「性的マイノリティへの理解とすべての区民が自分らしく生きられる社会をめざす施策の展開を求める決議」
- ・平成 30 年 12 月 LGBTs 相談開始（平成 30 年度：年 2 回、令和元年度：月 1 回、令和 2 年度～月 2 回）
- ・令和元年 9 月 「LGBTs への対応に関する職員ハンドブック」作成
- ・令和元年 12 月 区・出張所等の窓口に LGBTs 理解のレインボーポップを設置
- ・令和 2～3 年度 第 6 次計画策定作業
- ・令和 3 年 5 月 男女平等推進区民会議より第 6 次計画に向けた提言（10 提言）
 - 提言 2 「パートナーシップ制度」の導入など LGBTs への施策を進める
- ・令和 3 年 11 月 20 日～12 月 20 日
 - 第 6 次計画素案公表、パブリックコメント実施
- ・令和 4 年 2 月 14 日～3 月 31 日
 - 「東京都パートナーシップ宣誓制度」素案公表・パブリックコメント実施
- ・令和 4 年 2 月 区議会第 1 回定例会 都制度と連携し「本区の区民サービス事業の利用への証明書の活用を具体的に検討し、準備を進め」と答弁。
- ・令和 4 年 3 月 2 日 東京都区市町村性自認及び性的指向に関する施策推進連絡会
- ・令和 4 年 3 月 都からの区市町村事業への制度適用可能性調査を受けて庁内調査
- ・令和 4 年 3 月 第 6 次ジェンダー平等推進行動計画 策定
 - 基本的考え方は第 5 次計画を踏襲
 - 施策の方向：LGBTs への理解と人権尊重のための施策の推進
 - ③LGBTs への施策の推進
 - No.44 LGBTs に関するハンドブックの充実〔拡充〕
 - No.45 パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討〔新規〕
- ・令和 4 年 6 月 都議会第 2 回定例会にて人権尊重条例及び都営住宅条例等を改正制度創設・公表
- ・令和 4 年 6 月 29 日 東京都区市町村性自認及び性的指向に関する施策推進連絡会
- ・令和 4 年 6 月 30 日 都総務局人権部長より本制度の活用に関し協力依頼・調査
- ・令和 4 年 7～8 月 都からの調査を受けて庁内調査 各部調整・規定改正等依頼

1 制度創設の目的

- 都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号。以下「人権尊重条例」といいます。)において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定しています。
- 人権尊重条例の理念を踏まえ、**多様な性に関する都民の理解を推進**するとともに、**パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減**など、**当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる**ため、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設します。

【用語の定義】

- ・ 「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいいます。
- ・ 「パートナーシップ関係」とは、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいいます。

2 制度の基本的な考え方

① 名称

- 制度の名称を、「東京都パートナーシップ宣誓制度」とします。

② 根拠

- 人権尊重条例を一部改正し、本制度の実施根拠とします。

③ 対象

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者を本制度の対象者とします。

④ 概要

- 手順の概要は以下のとおりとします。
 - 制度対象である二人が、知事に対して、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出
 - 知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行
 - 受理証明書は都民サービス等の利用時に活用
- ※ 宣誓・届出及び受理証明書の内容は別紙のとおり
- ※ 制度利用者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、希望に応じて受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載することができます。
- 手順は、原則オンラインで完結します。
- 婚姻制度とは別のものとして制度を構築します。

3 対象者の要件(詳細)

○ 本制度の対象者は、以下①から③までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

①

「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者である」と宣誓したこと。

②

以下の**全て**の条件を満たしていること。

- 双方が成年に達していること。
- 双方に配偶者(事実婚を含む。)がないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合を除く)。

③

以下の条件を満たしていること。

- 双方又はいずれか一方が都内在住、在勤又は在学であること。都内在住については、双方又はいずれか一方が届出の日から3か月以内に都内への転入を予定している場合を含む。

※ 上記の要件を満たしている方であれば、国籍は問いません。

4 手続の流れ①

- 手続は、原則オンラインで実施します。

データは、国基準の安全性評価を受けたクラウドサービス等を活用する等により、厳重に管理します。

【オンライン手続について】

- ・ 都が新たに構築する「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム(以下「届出システム」といいます。)」にて、手続を行っていただきます。
- ・ 制度を利用される方は、インターネット接続が可能なPC、タブレット端末又はスマートフォン等を、ご自身の負担で準備いただく必要があります。
- ・ 都は、ユーザビリティ(使いやすさ)の高いシステム構築や、利用者マニュアルの整備等により、利用者の利便性向上に努めます。
- ・ 上記の機器類をお持ちでない等、オンライン手続が著しく困難な方においては、東京都庁(東京都新宿区)にご来訪の上、対面で手続きいただくようお願いします(事前予約制)。
- ・ 届出システムの説明文等は、日本語及び英語で表示可能です。ただし、入力や提出書類は、原則、日本語のみ受付可能とします。また、受理証明書は日本語で発行します。

4 手続の流れ②

① 届出

- パートナーシップ関係にある二人が、原則、届出システムで必要書類等を届出
 - ※ 宣誓・届出の内容は別紙のとおり
 - ※ 必要書類(案)は6ページのとおり

届出内容の虚偽又は受理証明書の改ざん等が判明した場合、当該受理証明書は無効とし、個人情報等を伏せた上で、発行時に付した交付番号等を公表する場合があります。

② 受理証明書発行

- 都は、提出内容に不備がないことを確認の上、受理証明書を届出システムにより発行
 - ※ 受理証明書の内容は別紙のとおり
 - ※ 個人の性自認及び性的指向を証明するものではありません。
 - ※ 希望に応じて、「通称名」や「子の名前」を特記事項欄に記載することが可能です。
 - ※ 不備のない届出を受理してから、原則、10日以内(土・日・祝日・年末年始を除く)に受理証明書を発行します。
 - ※ 受理証明書の発行手数料はかかりません。
- 都は、制度利用者からの申し出により、最新の日付の受理証明書を届出システムにより随時発行

③ 変更等の届出

- 住所等の変更があった場合や死亡時
- パートナーシップ関係を解消した場合
- 転居、転職又は卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合
- その他、届出内容に変更があった場合(子の名前の追加等)

都は、受理証明書を保有する方に対し、年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないように促します。

4 手続の流れ③

○ 届出時の添付書類(案)は以下のとおりです。

※ 届出日の3か月以内に交付されたものに限り(④本人確認書類 及び ⑦その他、知事が適当と認める書類を除く)。

① 婚姻をしていないこと等を証明する書類※

… 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書、在日大使館等の交付する婚姻要件具備証明書(日本語訳付き)等

② 住所を確認できる書類※

… 住民票の写し

… 転入予定先の住所が確認できる不動産会社等が発行した書類(転入予定の場合のみ)

③ 在勤又は在学していることが確認できる書類※

… 在勤又は在学先の法人等が発行した書類(都内在勤又は在学の場合のみ)

④ 本人確認書類

… 個人番号カード(表面)、運転免許証、旅券又はこれらに準ずるものとして知事が認める書類

… 本人確認書類との突合のため、本人確認書類とは異なる本人の顔写真も提出いただく必要があります(対面手続の場合を除く)。

⑤ 通称名の確認書類※

… 社会生活上、日常的に通称を使用していることが確認できる官公署又は勤務先法人等の発行する書類等(通称名の記載を希望する場合のみ)

⑥ 子の名前の確認書類※

… 住民票の写し(子の記載のあるもの。子の名前の記載を希望する場合のみ)

⑦ その他、知事が適当と認める書類

5 受理証明書の活用

- 都が提供する都民向けサービス事業について、受理証明書を保有する方が活用できるよう検討します。

【都における具体的な対応内容】

- ・ 受理証明書を保有する方が、都営住宅等への入居申し込みができるようにします（令和4年11月以降の予定）。
- ・ 受理証明書により活用可能となる都民向けサービス事業については、確定次第、順次お知らせします。
- ・ 既に当事者の方々を対象としている都民向けサービス事業については、改めて周知に取り組む等により、当事者の方々がさらに利用しやすいよう環境を整えます。
- ※ 法律等により国が対象者を規定している事業は対象外となります。
- ※ 各事業の利用にあたっては、受理証明書を保有していることに加え、各事業の個別要件を満たしていることが必要となります(例：都内在住を必須としている都民向けサービス事業 等)。

- 都内区市町村との証明書の相互活用等に関し調整を図ります。

【調整の具体的な方向性】

- ・ 区市発行のパートナーシップ証明書を活用し、都民向けサービス事業が活用できるよう検討します。
- ・ 都発行の受理証明書を活用し、区市町村の住民向けサービス事業が活用できるよう調整します。
- ・ 区市発行のパートナーシップ証明書を取得されているお二人も、都パートナーシップ宣誓制度への届出を可能とします。

- 民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生における活用を働き掛けます。

- ・ 都職員の福利厚生制度等における受理証明書の活用も検討します。

6 今後のスケジュール

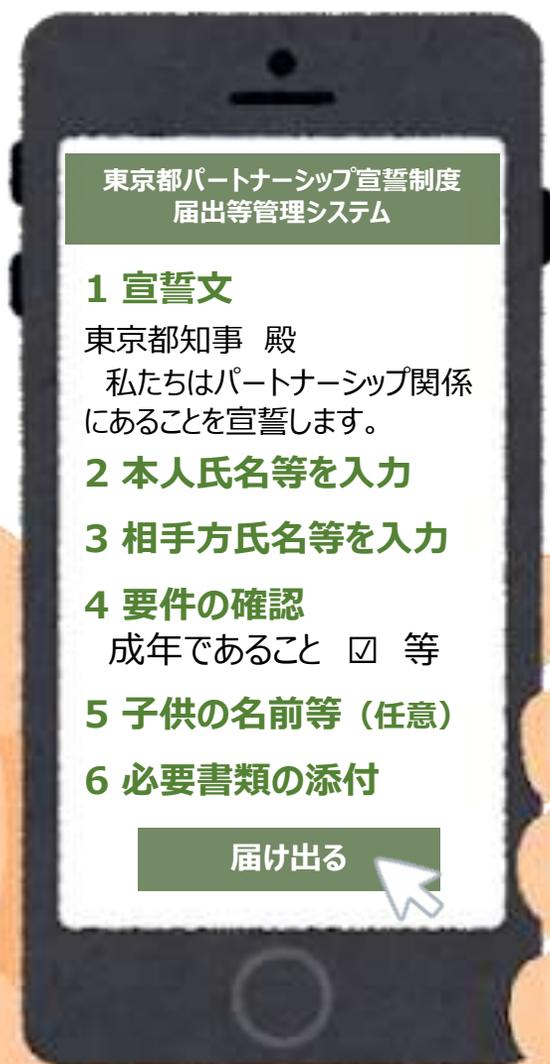
令和4年10月11日(火) 届出受付開始(予定)

令和4年11月1日(火) 制度運用開始(予定)

【制度運用開始以降の都の取組について】

- ・ 受理証明書の活用先の拡大や本制度に係る周知、多様な性に関する啓発等の推進を図ります。
 - ・ 都公式HP等において制度利用者数を公表する等、本制度に関する適切な情報発信を行います。
- ※ 本制度利用者に係る個人情報の公表や提供は行いません。

【別紙】 宣誓及び届出の内容(案)



1 宣誓文

宣誓・届出画面には、予め下記の文章が記載されています。
「私たちは、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例に規定するパートナーシップ関係にあることを宣誓します。」

2 届出者本人に関すること

下記の内容を入力していただきます。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 通称名 (任意)

3 パートナーシップ関係の相手方に関すること

下記の内容を入力していただきます。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 通称名 (任意)
- (3) 届出システム登録時に付与されたID

4 要件を満たしていることの確認

要件 (制度概要3ページ参照) に合致していることを確認し、チェックを入れていただきます。

5 子供の名前等 (任意)

受理証明書の特記事項欄に子供の名前の記載を希望する場合は、子供の名前及び生年月日を入力していただきます。

6 必要書類の添付

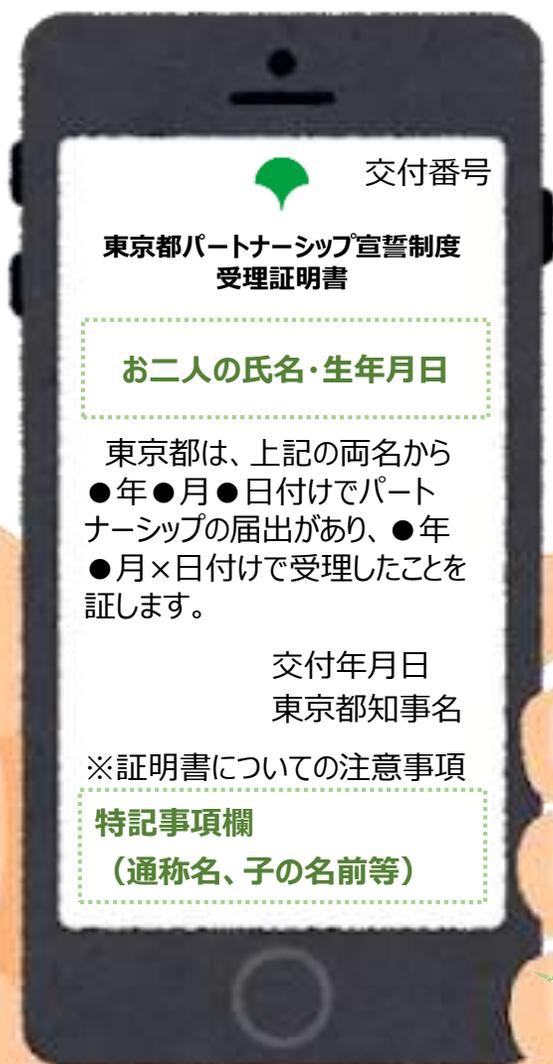
必要書類 (制度概要6ページ参照) の画像データを添付いただきます。

パートナーシップ関係にあるお二人が、それぞれ届出システムにより手続きを行っていただく必要があります。都は、お二人から不備のない届出を受理してから、原則、10日以内 (土・日・祝日・年末年始を除く) に受理証明書を発行します。

※ システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能

※ 上記はイメージであり、実際とは異なります。

【別紙】 受理証明書の内容(案)



1 お二人の氏名・生年月日

お二人の氏名（戸籍名）と生年月日が記載されます。

2 証明本文

受理証明書には、以下の内容が記載されます。

- ・ 東京都は、パートナーシップ関係にあるお二人から届出を受理したことを証明
- ・ お二人から届出があった年月日及び都が届出を受理した年月日

3 交付年月日及び知事名

証明書の交付年月日と東京都知事名が記載されます。

4 証明書についての注意事項

証明書の提示を受けた方向けの注意事項が記載されます。

- ・ 本証明書は、お二人が人生のパートナーであると都に届け出られたことの証明であること
- ・ 本証明書の提示を受けた方は、ご本人の同意なく口外しないようにしていただきたいこと

5 特記事項欄

- ・ 希望に応じて、通称名や子の名前・生年月日が記載されます。
- ・ お一人がお亡くなりになった際は、お亡くなりになった年月日が記載されます（届出が必要）。

※ システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能

※ 上記はイメージであり、実際とは異なります。

令和 5 年度予算編成方針

令和 4 年 7 月 22 日
区 長 決 定

現在、新型コロナウイルス感染症は、第7波の感染拡大期にあります。また、地球温暖化による気候変動のリスクが高まりを見せるなど、区民生活に様々な影響が及んでいます。

そうした中、感染拡大の波を繰り返すコロナ禍で停滞を余儀なくされた社会経済活動は、この間の経験を踏まえた感染症リスクの管理などにより、段階的な回復を見せているところです。このように、区政を取り巻く環境は大きく変化していますが、これらの変化を機会と前向きに捉えて、単にコロナ禍からの回復をめざすのではなく、区民生活のさらなる発展につなげていくことが重要です。そのためには、区民の安全と健康に配慮した上で、新たな事業や試みに力強く積極的に挑戦し、未来に向かって躍進していかなければなりません。

現在、区は「(仮称)千代田区第4次基本構想」の策定に向けた検討を進めており、約20年ぶりに、区の新たな将来像を示す予定です。住民に最も身近な行政主体である区は、現在のように変化が激しく不確実な時代にあっても、多様化するニーズに迅速かつ柔軟に対応し、質の高い行政サービスを適切に提供していく必要があります。

また、区の人口推計によると、今後も人口の増加が見込まれていますが、我が国全体では人口減少時代に突入しており、労働力の確保が難しくなることが想定されます。このような状況においては、限られた経営資源を最大限有効活用することにより、安定的かつ継続的に行財政運営を実現していく必要があります。

令和5年度予算は、上記の認識のもと、「(仮称)千代田区第4次基本構想」の策定を見据え、以下の方針により編成することとします。

記

- 新たな基本構想の策定や感染症による環境の変化を機会と捉え、区民の安全と健康に配慮した上で、単にコロナ禍からの回復をめざすのではなく、区民生活のさらなる発展に向けて、新たな事業や試みに力強く積極的に挑戦すること。
- 激しい社会環境の変化や多様化するニーズに迅速に対応し、サービスの提供手段を柔軟に選択すること。また、既存事業の必要性や有効性を存廃含めて検証した上で、質の高い行政サービスを適切に提供していくこと。
- 安定的かつ継続的な行財政運営のため、業務の再構築や効率化、DXの推進、民間活力の活用などを積極的に検討し、限られた経営資源を最大限有効活用すること。

4 千政財政発第 35 号
令和 4 年 7 月 22 日

部長
事務局長
会計管理者

} 各位

副区長 坂田 融朗
(公印省略)

令和 5 年度予算の編成について（依命通達）

令和 5 年度予算の編成については、「令和 5 年度予算編成方針」において、区を取り巻く現状認識、予算編成にあたっての考え方が示されたところであり、この方針を十分留意のうえ、下記により予算編成を行うこと。
この旨、命により通達する。

記

1 将来像に向けた方針の策定及び方針を踏まえた事業の積極的な推進

各部長は、今年度策定中の「(仮称) 千代田区第 4 次基本構想」を見据え、中期的な視点で「将来像に向けた方針」を策定すること。

その際、社会環境の変化を的確に捉えるとともに、上記方針を踏まえ、積極的な新規事業の企画・立案に努め、必要な経費を確実に見積もること。

2 持続可能な執行方法・運営体制の選択

組織や職員数などに係る事業の持続可能な執行方法・運営体制の選択に向けて、全ての事務事業について業務の進め方や執行方法を含めた見直しを行うこと。

その際、「千代田区DX戦略」推進の観点から、デジタルを基点とした業務フローを基本に事業を再設計し、業務プロセスのデジタル化を行うことや「民間開放のあり方」を踏まえた民間活力の活用など、効果的・効率的な行政運営のためのあらゆる手法を検討し、労働力人口の減少など将来を見据えた最善の選択をするよう努めること。

3 「部予算枠編成方式」による予算の有効活用

子ども部、保健福祉部、地域振興部、環境まちづくり部及び政策経営部に、一般会計に属する経費のうち経常的経費を部予算枠として配分する。

各部は、「部予算枠編成方式」の趣旨を十分に踏まえ、限られた財源を有効活用できるよう既存の事務事業の意義や目的を再確認し、必要性や有効性を検証することで事務事業の見直しを行い、あわせて決算における執行率や不用額を考慮のうえ、人口増に伴う影響や制度改正、物価上昇等に対応すること。

4 歳入確保の取組み

歳入の計上にあたっては、基幹的な歳入である区税や各種保険料はもとより各種負担金や使用料についても徴収率の一層の向上を図るとともに、国や東京都の補助金又は交付金制度の創設や改正などの動向を的確に把握し、様々な補助制度を積極的に活用するなど、収入の確保に努めること。

特に、新規事業の創設又は既存事業の拡充にあたっては、国や東京都などによる補助金などの特定財源を的確に把握するとともに、予め事業年限を設定し、その効果検証を行ったうえで当該事業継続の可否を検討することを原則とすること。

5 計画的・効率的な施設の整備、改修

施設の整備、改修にあたっては、「千代田区公共施設等総合管理方針」を踏まえ、社会経済状況の変化や将来的に求められる区民ニーズにも留意しながら、区民の安全・安心の確保に努めることはもとより、ユニバーサルデザインへの配慮や建物の省エネルギー化並びに脱炭素化、維持管理にかかる後年度負担を意識し、施設のライフサイクルコストを十分に検証するなど、計画的・効率的な整備内容とすること。

また、今後、更新時期を迎える施設の大規模改修や改築に伴う財政需要が見込まれることから、長期的に見たコストの縮減及び支出の平準化が図られるよう、工事予定に関する長期的な実施計画を明らかにしたうえで施設の維持補修経費を見積もること。

6 補助金の公益性、必要性、公正性等の確保

各種補助金については、社会状況の変化を踏まえた必要性や行政との役割分担、費用対効果などの視点から、補助金の交付に必要な要件、補助率

や補助期間及び適正な事務処理などを補助事業ごとに検証し、所要の見直しを行ったうえで予算を見積もること。

(仮称) 千代田区第 4 次基本構想の検討状況等について

1 基本構想の振り返りについて（資料 2 - 2）

(1) 振り返りの範囲

- ・ 目標人口について
- ・ 千代田市構想について

(2) 目標人口

- ・ 平成 12 年から人口増加に転じ、平成 25 年 4 月に目標人口 5 万人を達成した。
- ・ 人口増加に向けた取組みを推進し、目標人口に達したが、都心回帰など区の外からの要因もあると推察される。

(3) 千代田市構想

① 経緯

- ・ 平成 12 年に地方分権改革があったものの、特別区の税財源や事業実施に制約が残った。
⇒平成 13 年に第 3 次基本構想で「千代田市」をめざし、自治権拡充をめざすこととした。

② 構想への対応

- ・ 制度面では特別区の一員として行動しながら、区民に身近な課題に対する新たな取組みを進め、住民自治の発展に努めた。

2 基本構想懇談会の開催状況

(1) 第 1 回全体会（令和 4 年 7 月 25 日実施）（資料 2 - 3）

議 題

- ・ 区の現況説明（アンケート結果、人口推計結果、関連データ）
- ・ 新たな基本構想の策定に向けた検討について

(2) 第 1 回部会（令和 4 年 7 月 28 日実施）

議 題

- ・ 千代田区の良いところ・好きなところについて
- ・ (仮称) 第 4 次基本構想（たたき台）の「めざすべき将来像」について
- ・ 現行計画における施策の振り返りについて
- ・ (仮称) 第 4 次基本構想（たたき台）の「分野別の将来像」について

(3) 第2回全体会(令和4年8月29日実施) (資料2-4)

議 題

- ・ 前回の振り返り
- ・ 将来像の検討
- ・ 分野別の将来像の検討 ほか

これまでの基本構想の振り返りについて

	千代田区基本構想		千代田区新基本構想		千代田区第3次基本構想	
策定期	昭和53年6月		平成4年6月		平成13年10月	
目標年次	60年代半ば		21世紀初頭		平成30年代	
構成要素	基本目標	活気と安らぎのある 調和のとれたまち	将来像	多様な人びとが、住み、働き、集う、 心豊かなまち千代田	将来像	都心の魅力にあふれ、 文化と伝統が息づくまち千代田
	基本課題	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間人口の減少防止 ・区民の生活環境の改善、向上 ・区民福祉の向上 	重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ・居住空間の維持 ・居住空間の創出 ・居住環境・生活基盤の整備 ・国際都心の形成 ・風格ある都市景観の形成 	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「千代田市」をめざし、新しい自治のあり方を発信する ・100万人を活力とする自治体「千代田」をつくる
	-	-	基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して生活できる潤いのあるまち ・やさしさのある生き生きとしたまち ・ともに学び楽しむ、文化とふれあいのあるまち ・活気と賑わいのあるまち ・世界に開かれた、交流と情報のあるまち 	施策の みちすじ	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心できる、いつまでも住み続けられるまち ・福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち ・心豊かに学び、文化を創り出すまち ・人と人とのふれあいを大切にする、個性あふれるまち
目標人口	目標人口	振り返り	目標人口	振り返り	目標人口	振り返り
／ 振り返り	80,000人 (昭和53年1月 65,603人)	44,251人(H4.5)	50,000人 (平成4年6月 44,118人)	39,711人(H13.9)	50,000人 (平成13年10月 39,745人)	64,354人(R4.7) (平成25年4月 50,230人)

基本構想の振り返りについて

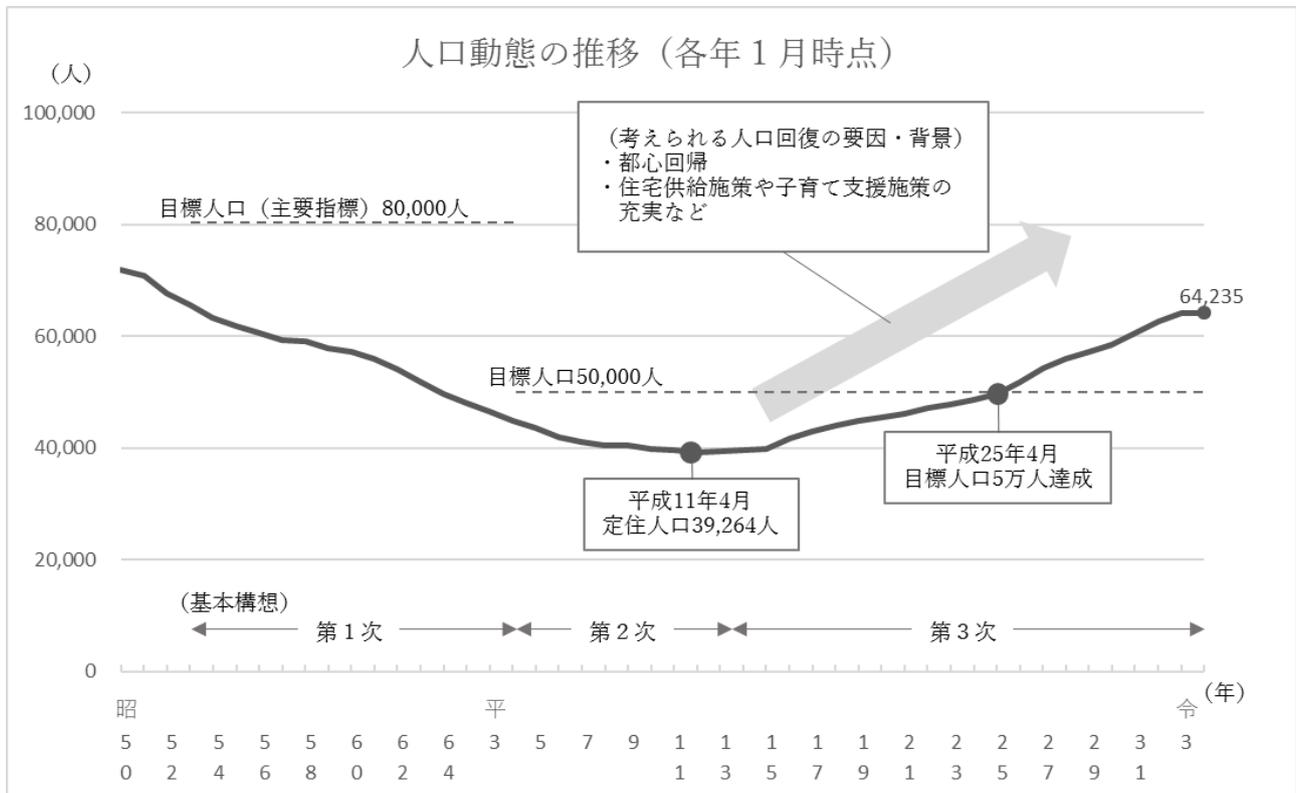
1 基本構想の振り返りの範囲について

- ・ 定量的に把握できる目標人口
- ・ 基礎的自治体にふさわしい権限の確立と財源の確保に向けた取組み（千代田市構想）

(別紙) これまでの基本構想の振り返りについて 参照)

2 目標人口について

千代田区では、日本の高度経済成長とともに業務地化が進行し、区の人口は、昭和 31 年以降減少し、平成 11 年 4 月には過去最低の 39,264 人まで減少した。このため、これまでの基本構想では、人口回復を主要施策に掲げ、住宅供給施策や子育て支援施策の充実などに取り組んできた。また、都心回帰の影響等により、平成 12 年から人口の増加が続き、平成 25 年 4 月、第 3 次基本構想に掲げた目標人口 5 万人を達成した。



行政基礎資料集、総合窓口課公表 住民基本台帳人口（日本人）より

3 千代田市構想について

平成 12 年の地方分権改革にて、特別区は「基礎的な地方公共団体」としての権限を獲得したものの、都区制度などの特例的な制度下においては税財源や事業実施に制約が残った。そこで、平成 13 年に策定した「千代田区第 3 次基本構想～千代田区新世紀構想～」では「千代田市」をめざし、地方自治の基盤である、より一層の自治権拡充をめざすこととした。

しかし、地方自治法上の「市」となるためには、広域行政を担う東京都・千代田区間での単独の調整では実現が難しく、法改正なども含め、特別区全体で検討を進める必要があった。そこで、特別区制度調査会の調査研究などを経て、第二次特別区制度調査会報告にて、東京都に対して現行の都区制度の見直しを提言した。また、提言後も、特別区制度懇談会や特別区制度研究会にて、今後の特別区のあり方に関する検討や調査研究を進めている。

4 (仮称) 第 4 次基本構想について

第 3 次基本構想における目標人口を達成し、今後も人口の増加が見込まれている中で、これまでと比べ、人口の目標値を掲げ、人口回復を目指す意義は薄まってきている。また、住宅等都市機能の量的な集積から質的な向上への政策転換等も踏まえ、(仮称) 第 4 次基本構想において目標人口は設定しない。一方で、人口推計や人口動態については、政策立案や事業の検討にあたり考慮すべき重要な要素であり、人口推計結果に基づく想定人口や、人口動態の推移を庁内外で共有しながら行政運営をしていく。

また、基礎的自治体にふさわしい権限の確立と財源の確保に向けた理念は継承し、自主的かつ自律的な自治体運営に向けた取組みは継続するとともに、自らの意思と責任で主体的に取り組める住民自治の確立をめざしていく。

新たな基本構想の策定に向けた検討について

千代田区基本構想懇談会 第1回全体会 資料

令和4年7月25日

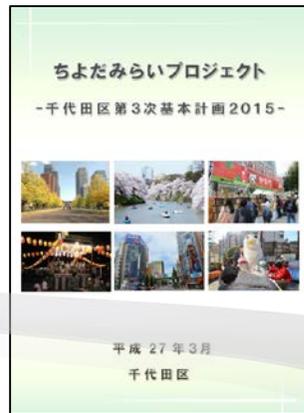
目次

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 総合計画の役割 | P2 |
| 2. 現行計画について | P4 |
| 3. 次期計画の考え方 | P11 |

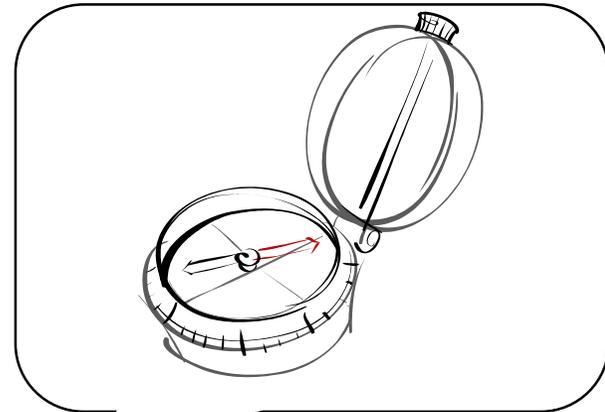
1. 総合計画の役割

総合計画の役割について

- 総合計画とは、地方自治体が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画です。また、どのような自治体をめざすのか、めざすべき都市像を定めたり、そのためにどのような施策を行っていくのか、自治体に関わる様々な分野について記載しているものです。
- これからの区の進むべき方向を確認するための指針としての役割を果たすもので、千代田区においては「千代田区第3次基本構想～千代田区新世紀構想～」や「ちよだみらいプロジェクト～千代田区第3次基本計画2015～」が総合計画の役割を果たしています。
- なお、「千代田区第3次基本構想～千代田新世紀構想～」は千代田区のすべての計画の最上位に位置付けられる理念です。



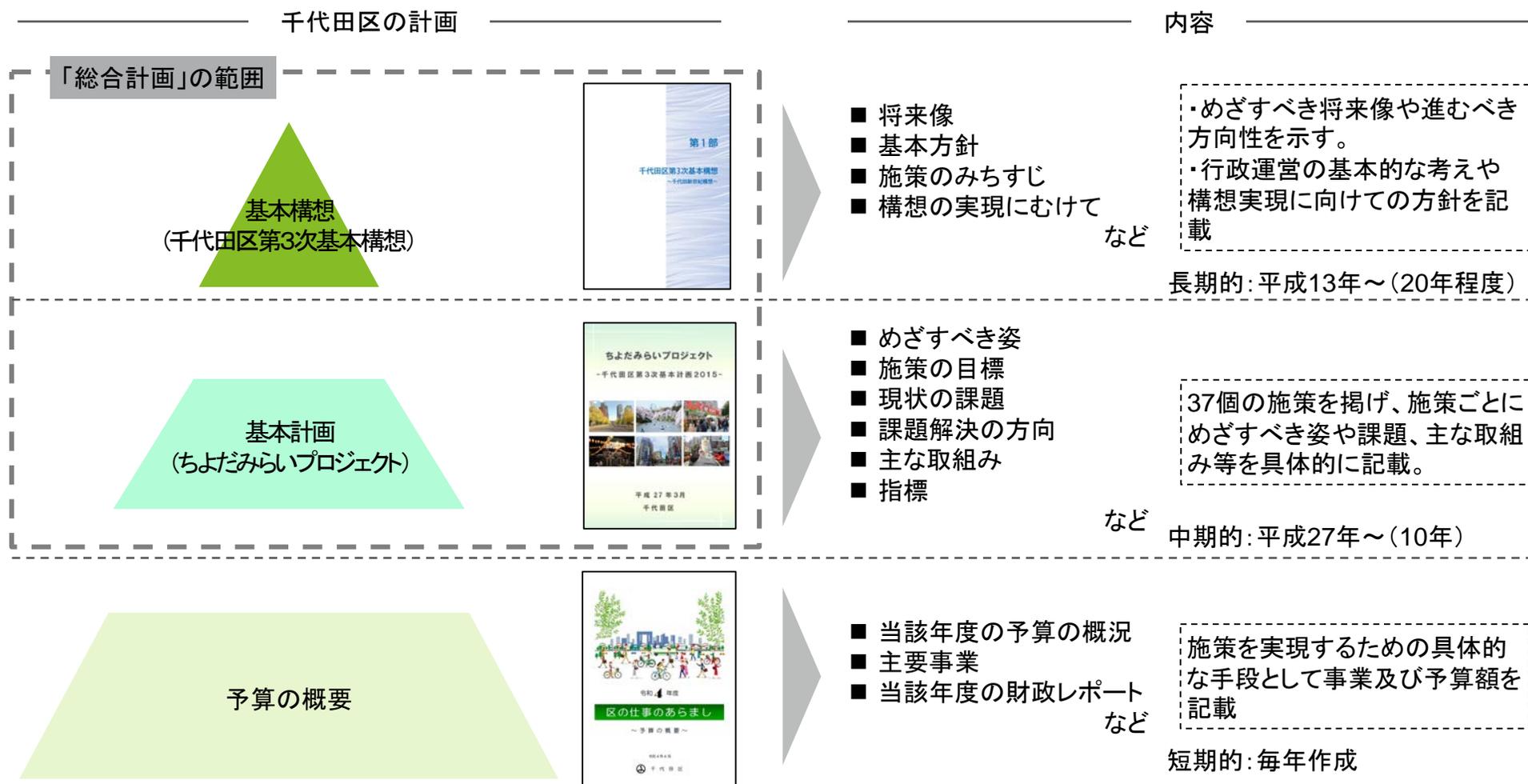
=



2. 現行計画について

千代田区の現行の総合計画

- 千代田区の総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成されます。
 - 基本構想では、「将来像」や「施策のみちすじ」といった区のビジョンや進むべき方向性を示しています。
 - 基本計画では、基本構想の実現に向けて、具体的な方策を示す施策を整理しています。
- 予算の概要では、毎年度の具体的な手段(主要事業)を記載しています。



現基本構想の構成

- 基本構想では、「将来像」と「施策のみちすじ」(4つの柱と20の課題)があり、ビジョンや進むべき方向性を示しています。
- 特徴的なものとして、「目標人口」や、行政運営の「基本方針」も定めています。

将来像

都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田

千代田区は、江戸時代から、日本の政治・経済・文化の中心として、長い歴史と伝統に育まれたまちです。こうした千代田区の特徴を維持し、発展させ、次代に引き継いでいくことが、千代田区の「魅力」を高めることにつながると考えます。

また、人びとの価値観の多様化している今日、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人びとに、独自性・独創性ある施策を展開していくことで、だれもが住みたいと思える新たな「都心の魅力」を創出していくことをめざします。

目標人口

定住人口: 5万人
(令和4年6月1日現在67,522人(住民基本台帳))

基本方針

- (1)「千代田市」を目指し、新しい自治のあり方を発信する
- (2)100万人を活力とする自治体「千代田区」をつくる

施策のみちすじ【4つの柱】

1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち



2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち



3 心豊かに学び、文化を創り出すまち



4 人と人のふれあいを大切にする、個性あふれるまち



計画の実現に向けて

基本構想と基本計画の関係

- 基本構想の「施策のみちすじ(20の課題)」と基本計画の「施策の目標」には関連があり、目標を達成に向けて行政運営をしています。



基本構想	基本計画
施策のみちすじ(20の課題)	施策の目標
1 住と職の調和のとれたまち	1 地域ごとのまちづくりのルールをつくります
2 多様な暮らしに応じた住まいを選択できるまち	2 多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます
3 だれもが安全で、快適に移動できるまち	3 だれもが移動しやすい環境の整備を進めます
4 災害に強く、だれもが安心して活動できるまち	4 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます 5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます 6 建物の耐震化を促進します
5 身近な水や緑に親しめるまち	7 身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします
6 多くの人に愛される景観のあるまち	8 地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます
7 活気と賑わいのあるまち	9 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます 10 中小企業や商工業の活性化を支援します
8 安心して消費生活をおくれるまち	11 消費生活にかかる相談、支援を充実します
9 環境への負荷の少ないまち	12 地球に優しい環境づくりを進めます 13 資源循環型都市をめざします

基本構想と基本計画の関係

- 基本構想の「施策のみちすじ(20の課題)」と基本計画の「施策の目標」には関連があり、目標を達成に向けて行政運営をしています。



基本構想	基本計画
施策のみちすじ(20の課題)	施策の目標
10 生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち	14 感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します 15 一人ひとりの健康づくりを支援します 16 安心して医療が受けられるしくみづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます
11 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、いきいきと生活できるまち	17 高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します 18 認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します 19 高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援します
12 障害者の意思が尊重され、地域で自立して生活できるまち	20 障害があっても暮らしやすい地域をめざします 21 障害者の就労を支援します
13 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち	22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます 23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます
14 安心して利用できる福祉のしくみが整っているまち	24 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します

基本構想と基本計画の関係

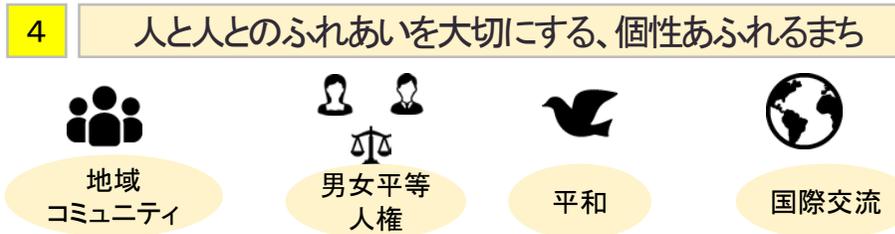
- 基本構想の「施策のみちすじ(20の課題)」と基本計画の「施策の目標」には関連があり、目標を達成に向けて行政運営をしています。



基本構想	基本計画
施策のみちすじ(20の課題)	施策の目標
15 未来を担う人材が育つまち	25 他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます 26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます 27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます
16 生涯にわたり自主的な学習・スポーツ活動ができるまち	28 区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます
17 江戸文化を伝えつつ、新たな文化を創り出すまち	29 豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます

基本構想と基本計画の関係

- 基本構想の「施策のみちすじ(20の課題)」と基本計画の「施策の目標」には関連があり、目標を達成に向けて行政運営をしています。



基本構想	基本計画
施策のみちすじ(20の課題)	施策の目標
18 100 万人のコミュニティの輪が広がるまち	30 地域力の向上を支援します 31 マンション内コミュニティの醸成を支援します
19 男女が平等に個性や能力を発揮して活躍できるまち	32 男女共同参画社会の実現をめざします 33 人権侵害のない社会をめざします 34 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます
20 地球市民を育み、世界平和に貢献するまち	35 国際交流・協力や平和活動を推進します

計画の実現に向けて

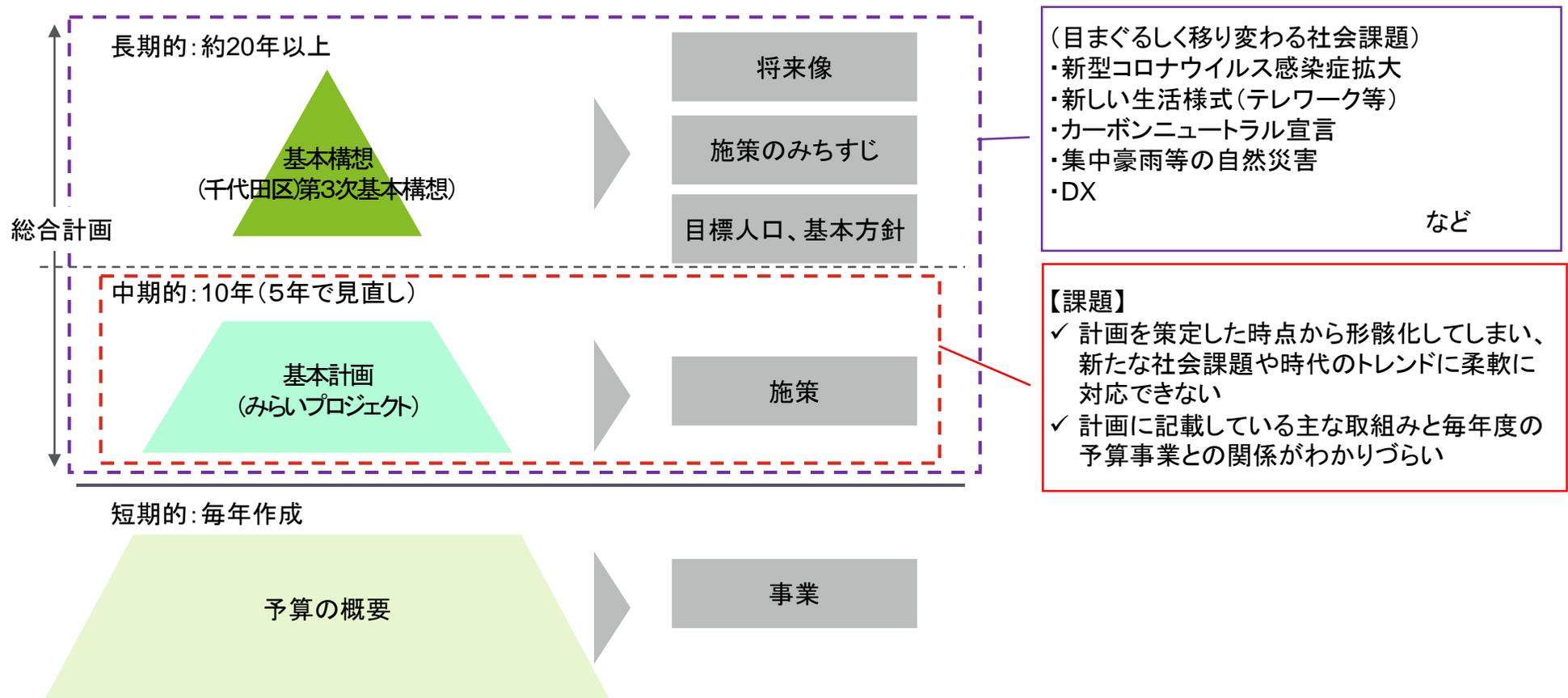
基本構想	基本計画
施策のみちすじ(20の課題)	施策の目標
計画の実現に向けて	36 区民の参画・協働と開かれた区政を実現します 37 質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します

3. 次期計画の考え方

現行の総合計画における課題

- 千代田区第3次基本構想策定から約20年が経過しており、区を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 現行の総合計画において、基本計画の期間を10年間としており、計画期間中に想定していない新たな社会課題等が生じた場合、機動的で柔軟な行政運営が難しいことが課題として挙げられます。
- また、計画に記載している主な取組みと毎年度の予算事業との関係が分かりづらいことも指摘されています。

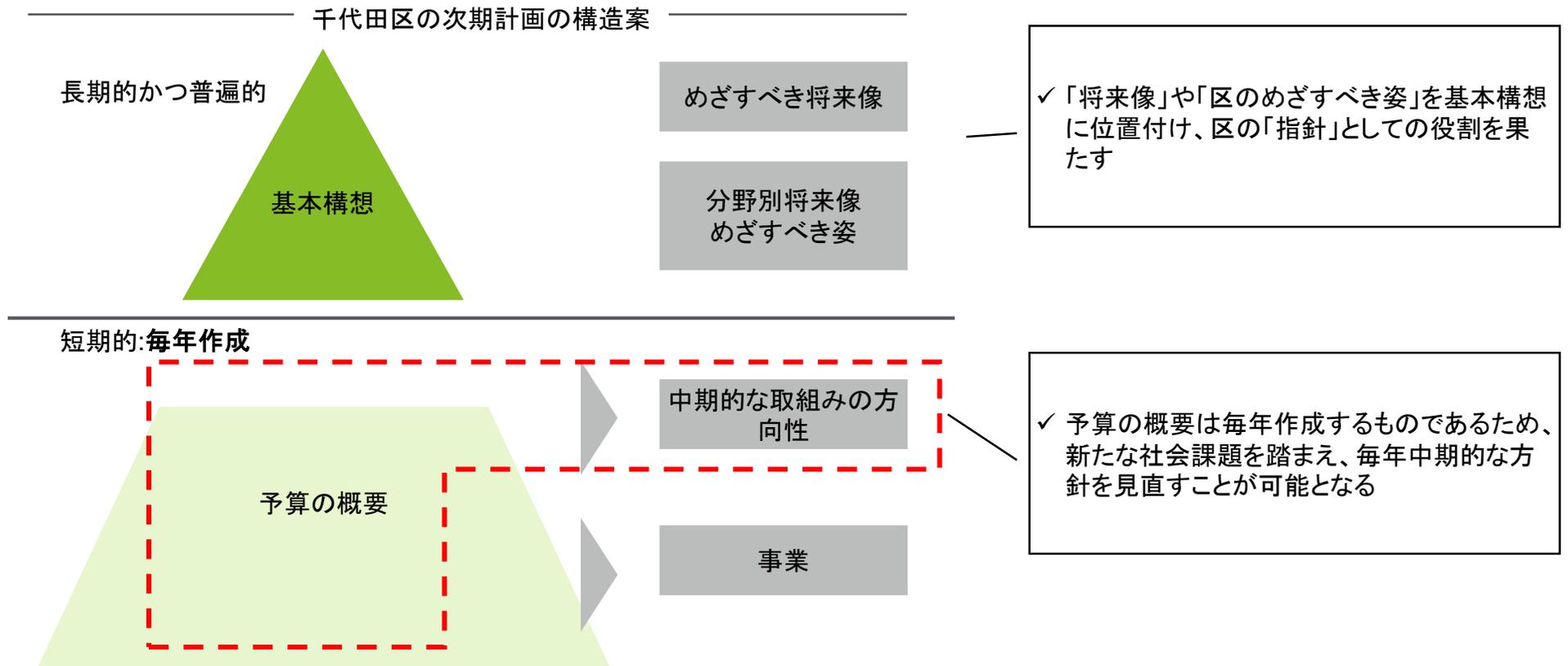
千代田区の現行計画の構造



次期計画策定に向けた構造の見直し

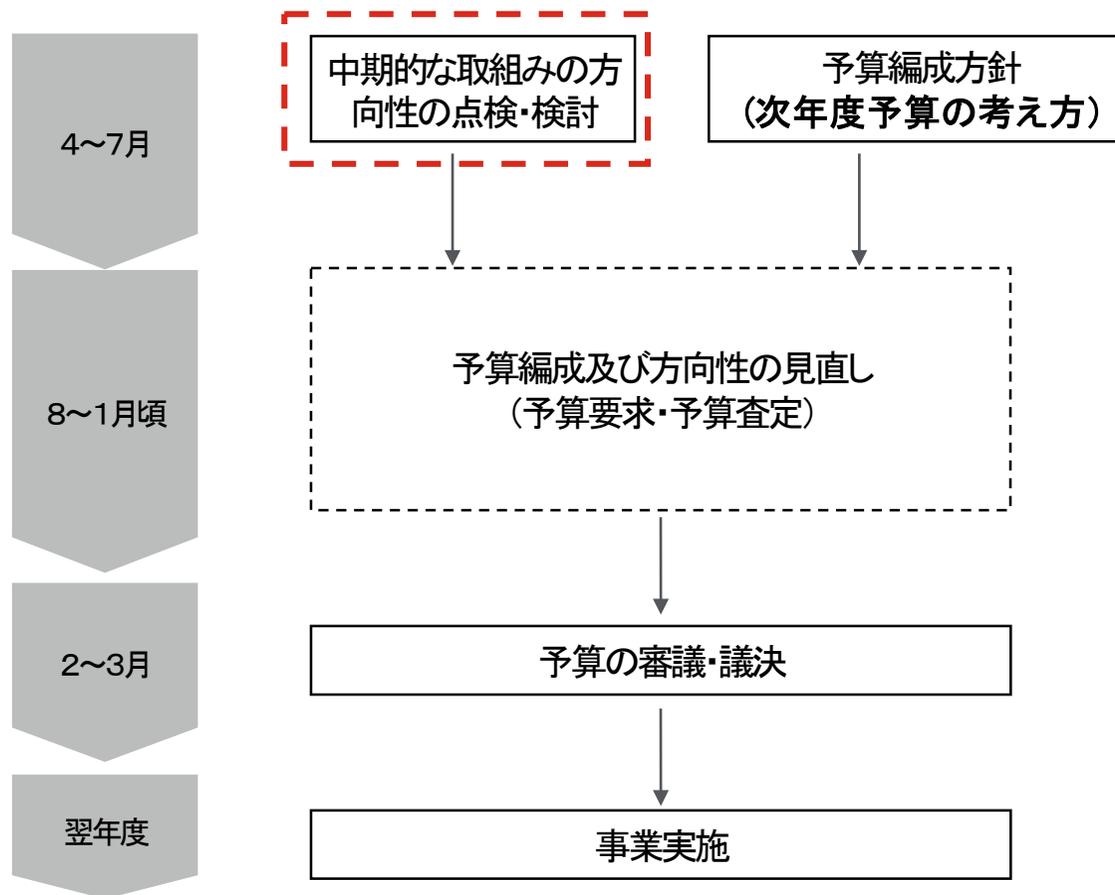
- 基本構想は普遍的な内容とし、具体的な取組みは中期的な取組みの方向性ととも予算の概要で示します。
- 現行の基本計画の要素を新たな基本構想や予算の概要に位置付けます。

- そうすることで、毎年新たな社会課題や時代のトレンドを考慮して中期的な方針を見直すことができ、柔軟な事業展開が可能となります。
- また、職員も社会の変化や区民ニーズに敏感になることが求められ、日々の業務の中での気付きが多くなることが期待されます。



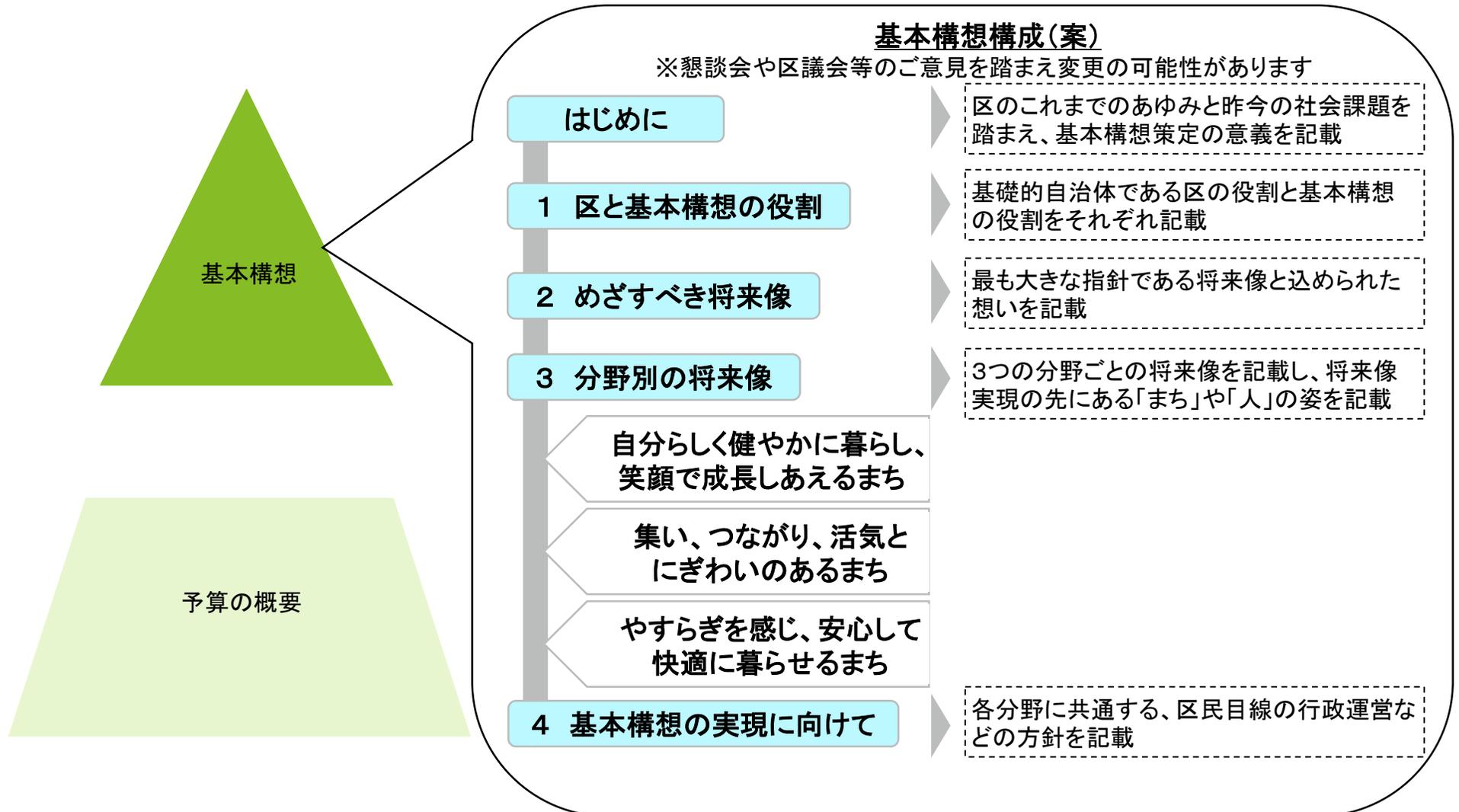
予算との連動

- 毎年度、中期的な取組みの方向性を点検し、必要に応じて見直します。
- そうすることで新たな社会課題等に柔軟に対応した予算編成が実現し、時流に沿った事業展開が可能になります。
- なお、施策と事業等の内容を記載した「予算の概要」については、予算議決後に公開することを想定しています。



次期基本構想の全体構成(案)

- 次期基本構想の構成案は以下のとおりです。
- 今後の懇談会において、その内容について意見をいただく予定です。



「めざすべき将来像」と「分野別の将来像」

- 基本構想には、「めざすべき将来像」を掲げ、さらに3つの「分野別の将来像」を定めます。
- 「めざすべき将来像」、「分野別の将来像」はそれぞれ実現に向けた想いが込められています。
- 内容については、今後の懇談会において意見をいただく予定です。

めざすべき将来像

伝統とモダンがとけあい、

未来に躍進するまち

～彩りあふれる、希望の都心～

千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。私たちが受け継いできた伝統は、長い歴史の中で、それぞれの時代における人びとが新たな文化や価値観を取り入れ、発展してきたものであり、千代田区の魅力を高めてきました。

社会の変化が激しい時代にあっても、千代田区は、先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新たな時代における文化や価値観とも調和をはかり、未来に向け力強く躍進していきます。そして、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人びとが輝き、彩りあふれ、将来にわたって希望に満ちた魅力あふれるまちをめざします。

分野別の将来像

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

いつまでも元気で充実していること。
それはすべての「人」にとって普遍的な願いです。
その願いを叶えるため、子どもからお年寄りまで、共に支え合い、自分らしく健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。
また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

まちには「人」がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。
活気とにぎわいで魅力あふれるまちには、人が集まります。
そこで育まれた人とのつながりを大切に、支え合うことができるまちをめざします。
また、地域経済を活性化させ、誰もが豊かさを享受できるまちをめざします。

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

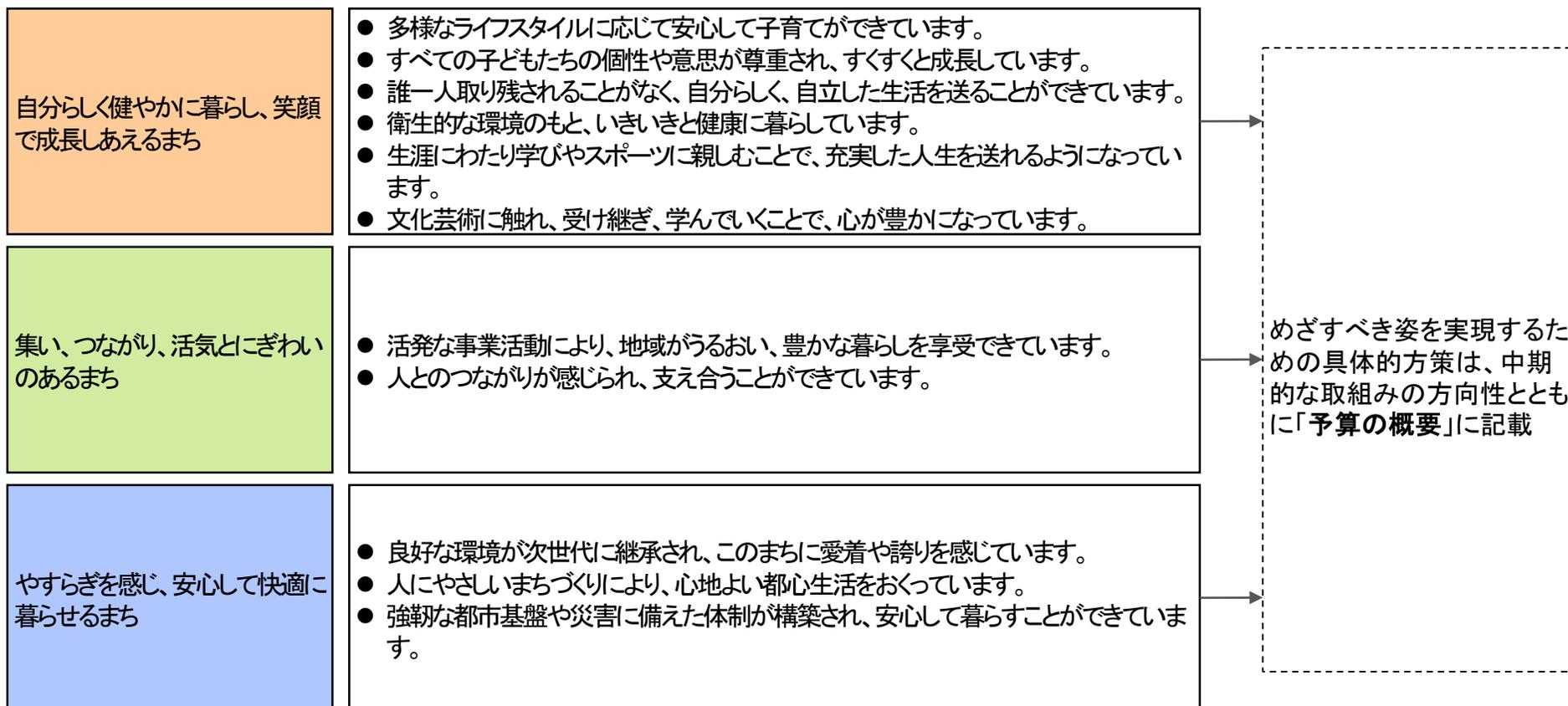
良好な環境は、「人」の暮らしを豊かにし、
災害に強い安全なまちは、「人」の安心につながります。
また、暮らし続けたいと思える住環境は、人々の誇りとなります。
皇居を中心とした自然と近代的なまち並みをいかしながら、
誰もが安心して快適にすごせるまちをめざします。

「分野別の将来像」で掲げる「めざすべき姿」

- 「分野別の将来像」においては、将来像を実現した先にあるまちや人びとの姿(めざすべき姿)を描きます。
- 基本構想においてはこの「めざすべき姿」までを記載し、「めざすべき姿」を実現するための施策や事業といった具体的な方策・手段については、中期的な取組みの方向性ととも予算の概要で示します。
- 具体的な方策・手段は、その時々社会動向や新たな課題を考慮し、毎年柔軟に検討していきます。
- 基本構想の内容については、今後の懇談会において意見をいただく予定です。

分野別の将来像

めざすべき姿



(参考) 毎年柔軟に施策の見直しを行っている自治体

- 中期的な計画として「基本計画」を策定せずに、施策レベルにおいても毎年見直しを図る自治体が増えてきています。

綾瀬市



基本構想(10年)

めざすべきまちの将来像やその実現に向けた戦略プロジェクトなどを位置付け

実施計画(3年)

戦略プロジェクトを構成する事業や市が実施する事務事業を予算と連動させながら位置付け

参考:自治体ホームページ

藤沢市



市政運営の総合指針2024(4年)

めざす都市像や3つのまちづくりのコンセプト、8つの基本目標を記載

【別冊】事業集(3年)

5つのまちづくりのテーマごとにそれぞれの重点施策と重点事業を体系化し、具体的事業を記載

参考:自治体ホームページ

大阪市



大阪市基本構想 (期間の定めなし)

中長期的に市がめざす方向性として「大阪市基本構想」を示し、年度ごとの具体的な取組みを「市政運営の基本方針」で記載(1層構造)

参考:自治体ホームページ

東伊豆町

東伊豆町では、総合計画を廃止し、代わりに今後の施策の方向性を示すコンパクトな文書をまとめる方向で調整している。

出所: I JAMP(時事通信社)

千代田区基本構想懇談会 第 2 回全体会
次 第

令和 4 年 8 月 29 日 (月)
18 時 00 分～

1 開 会

2 挨拶

3 報 告

・第 1 回部会の振り返り

(1) 千代田区の良いところ・好きなところ

(2) めざすべき将来像について

(3) 分野別の将来像について

・ヒアリング結果等について

(4) 団体関係ヒアリングの結果について (別紙 1)

(5) 意見公募の結果について (別紙 2)

(6) 職員アンケートの結果について (別紙 3)

4 説 明

(1) 提言書について

5 協 議

(1) めざすべき将来像について

(2) 分野別の将来像について

(3) その他

ア はじめに・区と基本構想の役割

イ 基本構想の実現に向けて

ウ 構造等について

6 今後の予定

7 閉 会

(配付資料)

- ・資料 1 : 第 1 回部会の振り返り・協議事項
- ・資料 2 : (仮称) 第 4 次基本構想 (たたき台)
- ・別紙 1 : 団体関係者ヒアリングの結果について
- ・別紙 2 : 意見募集の結果について
- ・別紙 3 : 職員アンケートの結果について

第1回部会の振り返り ・ 協議事項

千代田区基本構想懇談会 第2回全体会 資料

令和4年8月29日

目次

1. 報告

・第1回部会の振り返り

- (1)千代田区の良いところ・好きなところについて P2
- (2)めざすべき将来像について P6
- (3)分野別の将来像について P10

・ヒアリング結果等について

- (4)ヒアリング結果等の共有 P14

2. 提言書について P16

3. 協議

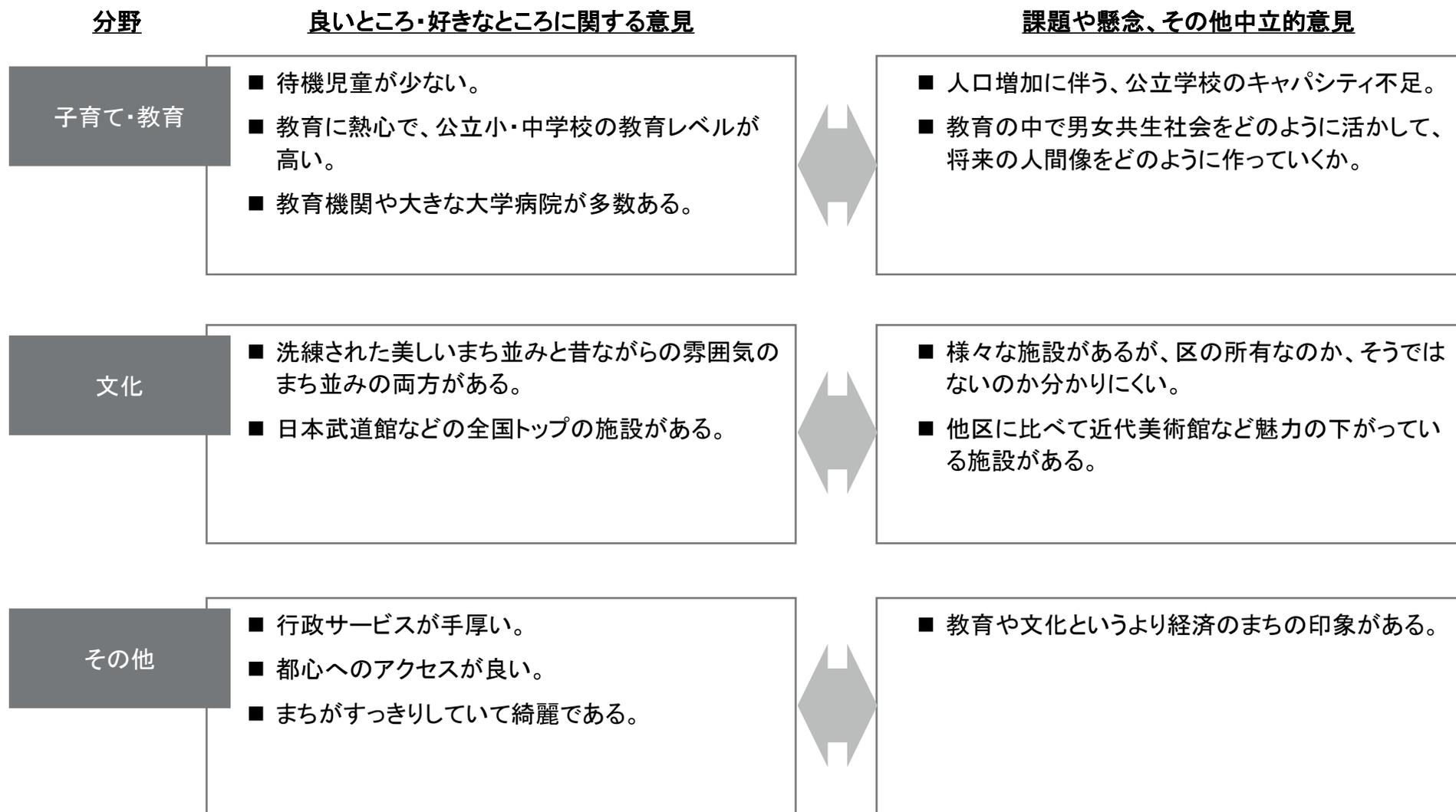
- (1)めざすべき将来像について P18
- (2)分野別の将来像について P22
- (3)その他 P24

1. 報告

第1回部会の振り返り

(1) 千代田区の良いところ・好きなおところ

教育と文化部会



福祉と保健部会

分野

良いところ・好きなところに関する意見

治安

- 夜間に外出しても大丈夫なほど治安が良い。
- 高齢の家族が安心して生活できる。

教育・文化

- 公立学校等の教育環境が充実している。
- 子ども達の教育や運動施設が充実している。
- 図書館にはビジネス書があるなど図書が充実している。
- 歴史的文化的な場所が多い。
- 美術館やイベントが充実している。

その他

- 病院等の施設や公的サービスが充実し、医療従事者も多い。
- 交通アクセスが便利。
- 千代田区だからできること(皇居ボランティア等)があり、環境に恵まれている。
- まちが清潔。

くらしとまちづくり部会

分野

良いところ・好きなおところに関する意見

行政・施策

- 財政基盤が安定している。
- 無料で定期健診等を受けられるなどサービスが手厚い。
- 給付金・児童手当など話題性のある施策を打ち出している。
- サブカルチャーを利用したまちおこしなど話題性がある。
- 比較的公立の小中学校の質が高い。

地勢・まち並み

- 土日に車が少なく暮らしやすい。
- 東京駅付近は治安が良くて安心感がある。
- 道路が広く整備され、また、新幹線や飛行機も利用しやすく交通の利便性が高い。
- 坂が少なく平ら。
- たくさんの近代建築が保存されている。
- 江戸城内に住んでいるという感覚があってよい。

1. 報告

第1回部会の振り返り

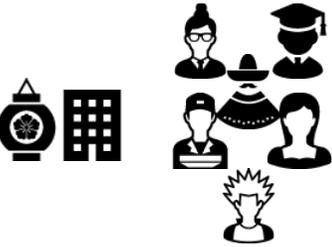
(2)めざすべき将来像について

教育と文化部会

キーワード	意見
<p>伝統・文化・価値観</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人によって「守るべき伝統」で思い浮かぶものが異なるので、認識をすり合わせて具体化することで、その先の将来の姿もよりイメージしやすくなると思う。 ■ 町会で担ぐ神輿、神田まつりなどの祭り。 ■ 文人通りは文人の旧居跡を紹介する看板が整備されている。 ■ 出版・印刷文化があり、本が強みであるなら、行政としてどのように支えていくかが大事。 ■ 民間事業者にも史跡等を残していくよう行政の立場から指導してほしい。
<p>千代田区の魅力</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千代田区の人材は、再開発よりもまち並みを変えずに残していきたい人が多いと想像していた。 ■ 千代田区にある江戸城や邸宅跡等の名所を広めると良い。
<p>人・調和</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 京都を見習って歴史と現代感の融合をめざす。 ■ 外観で分かりやすい伝統を維持しつつ、最先端技術を取り入れ、地域のつながりを深めていくと良い。 ■ 地域のつながりや人間味があることを守りながら、発展して行ってほしい。 ■ 地域のおじさんおばさんたちが一生懸命お世話をしてくれると盛り上がってくる。 ■ 再開発をきっかけに元々の地権者が引っ越すことになれば、地域のつながりが弱くなるのが懸念される。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 具体的なイメージが湧かない。 ■ 白百合学園、暁星、九段中等教育学校があるエリアは独特な雰囲気面白いと感じている。

※赤字は修正の方向性など、「めざすべき将来像」への直接的な意見

福祉と保健部会

キーワード	意見
<p>伝統・文化・価値観</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝統というと保守的なイメージが強い。伝統に加えてこれからの世代と何かを作り上げていく旨の記載がほしい。 ■ 江戸時代から蓄積してきた文化などは、千代田区特有の魅力である。そういった魅力は明確に強みとして記載した方が良い。 ■ 常に新しいものが生み出され、それが伝統として受け継がれてきた場所という認識があっても良い。
<p>人・調和</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民と大学との連携をより推進することで、学び集う機会や学生との交流にもつながる。 ■ 学生や新社会人と交流など世代間交流ができる場所があると良い。 ■ 昼間人口と夜間人口の人口差が大きいので、そのつながりがあると良い。
<p>彩(多様性)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ オフィス街が多く人が住まない閉鎖的な印象があるため、開かれたイメージを盛り込む必要がある。 ■ 質の高い様々なまちの要素が既に備わっている。将来に向けての魅力を既にある魅力からもっと引き出せると良い。 ■ 千代田区には個性的なまち並みが揃っており、統一感がない印象を受ける。そのような区の特徴は、在住者には魅力だが、外部には千代田区の魅力として見えにくい。 ■ 千代田区は、既に多様なまちが混在している。皇居などの伝統だけでなく、秋葉原のような他のまち並みをイメージできるようなフレーズを入れた方がより魅力的なまちに発展していくことを伝えられるのではないかと。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。」とあるが、千代田区自体は400年前から存在していたわけではないので現実にもっと記載にした方がよい。 ■ 注視すべき内容、将来こうしたいという内容をはっきりさせた方がよい。 ■ 千代田区には、区民以外にも、様々な人が活動しているため、その点を基本構想にどのように反映させていくのか検討する必要がある。

※赤字は修正の方向性など、「めざすべき将来像」への直接的な意見

くらしとまちづくり部会

キーワード	意見
<p>伝統・文化・価値観</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「伝統とモダンがとけ合う」という表現は気に入っている。「伝統とモダンが調和する」という表現にするのも良い。 ■ 「伝統とビジネス」という表現を使うと差別化でき、千代田区らしい表現になると思う。 ■ 一方で、ビジネスというよりは、条例にもあるとおり、文化や教育についての印象も強い。 ■ 皇居の存在で江戸時代の伝統のイメージはあるが、上野エリアと比較すると弱い。もっと歴史や伝統を強調してほしい
<p>彩(多様性)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「働き、学び、集う」とあるが、千代田区は国籍・性別・障害など多様性にあふれていると思う。もっと具体的に記載したほうが良いのではないか。
<p>千代田区の将来</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千代田区は既に躍進しているので「躍進し続ける」とした方が、希望があって良い。 ■ 他の市町村と比べ、ある意味ゴールに近いのは千代田区であり、「もう少しでそのゴールに手が届く、理想ではなく実現できる。」ということを表現したい。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想に期限はあった方がよく、その期限によって記載内容もかわってくるのではないか。 ■ 構想の内容が抽象的で、なにをしていくのかわからない。 ■ 安全安心に生活できるなど、長期的に住み続けられるという持続可能性についても触れた方が良いのではないか。 ■ 説明文がなければ「千代田」だと分らない。 ■ 千代田区は大企業が集積し、歴史もあるなど理想的な都市である。「日本を牽引していく」「日本のモデルケースをめざす」「NO1、模範的である」という思いを描いてはどうか。

※赤字は修正の方向性など、「めざすべき将来像」への直接的な意見

1. 報告

第1回部会の振り返り

(3)分野別の将来像について

教育と文化部会

分野別の将来像：自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

【意見】

○ 社会包摂・多様性

- 「誰一人取り残されることなく」の部分は重要。
- 子どもや高齢者は行政サービスのニーズが高く行政の目も行き届きやすいと思うが、千代田区は単身世帯が最も多く、単身者のニーズもあると思う。単身者が地域の活動に関わることで、結果的に子どもや高齢者に良い影響を及ぼすことができる。

○ 子育て・教育

- 千代田区は企業が多いので、企業、国、教育の場が連携することで、子どものうちに社会で必要なことを学ぶことができるという千代田区ならではの取り組みができると思う。
- 海外の小・中学校のつながりなど、国際的なつながりを築く機会を与えることが大切だと思う。
- 子どもの安全は、登下校の見守り、交通安全や災害時における対応など幅広く考えていくことが大事である。

分野別の将来像：集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

【意見】

○ コミュニティ

- パパ友ママ友のつながりは強い一方、単身者や子供がいない夫婦との付き合いはほとんどない。
- 区がフォーマルな交流の場を提供するのではなく、自然体で、興味関心を通じてつながるコミュニケーションの場を増やしていけると良い。

福祉と保健部会

分野別の将来像：自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

【意見】

○ 健康・医療

- ・ 高齢者に重きが置かれているが、外国人のことが想定されていない。外国人のことも想定すると開かれた区政であるとアピールできるのではないかと。
- ・ **健康とあるが、身体的な健康だけでなく「精神」の健康の要素も盛り込んでほしい。**
- ・ 構想は抽象的な内容になるかと思うが、次の具体的な計画につなげていくにあたり、どういう意図で一つ一つの言葉を使用しているのかを意識していく必要がある。例えば、「健やか」「健康」という言葉は、WHOで「身体・精神・社会的にバランスが取れている状態」と定義されている。行政の計画として、そのような言葉の定義とも連動しながら検討を進めた方がよい。

○ 社会包摂・多様性

- ・ 「○多様なライフスタイル～」と「○すべての子どもたちの～」については、子育てと子ども時代のことは詳細に記載されている一方で、それ以外のライフステージが記載されていない。どんな人、どんなライフステージであったとしても、孤立せずに繋がりを持てることが重要である。「集い」の意味を幅広く捉えた方がよいと思う。また、中にはゆるやかに繋がりたい人もいるため、繋がりに方についても幅を持たせた方がよい。
- ・ 多様性が認識・尊重される必要がある。その先には、自分らしく生きることができる社会の実現があると思う。

○ その他

- ・ もう少し内容に具体性を持たせた方がよい。
- ・ 物理的にも身体的にも平和を保てるような内容にしてほしい。
- ・ **「普遍的な幸せ」とあるが、人によって普遍的な幸せは異なるため、記載内容を変更した方がよい。**
- ・ **将来像を掲げるにあたっては、「自分らしく」という言葉はキーワードになっていると思う。**

※赤字は修正の方向性など、「分野別の将来像」への直接的な意見

くらしとまちづくり部会

分野別の将来像：自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

【意見】

○ 子育て

- ・ 計画的に安心して子育てできるという表現があってもいいのではないか。あまり子育てについて明確に触れていない気がする。

分野別の将来像：集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

【意見】

○ コミュニティ

- ・ 千代田区は地方に比べて排他的な風土がある。昔から住んでいる人々と新しく移住してきた人々がうまく交流できるようになると良い。

分野別の将来像：やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

【意見】

○ やすらぎ・緑化

- ・ 「やすらぎ」にはいろいろな意味が含まれているようだが、例えば「自然環境」のように、もっとストレートに伝わるような表現にしてはどうか。
- ・ 千代田区には皇居があるため緑が多いという印象を抱くが、神田地区や秋葉原など自然があふれているとは言えない。
- ・ バランスよく公園を設置したり、民間企業と協力して緑化に努める必要がある。
- ・ 身近な緑は必要だと思う。再開発したエリアは緑が多く配置されていて良い。

○ 移動交通

- ・ コミュニティバスやレンタサイクルなど、交通に関しても触れてほしい。
- ・ 移動とバリアフリーなど区民が移動に困らないようにするニュアンスがほしい。

○ 防犯・防災

- ・ 神田や秋葉原は古いビルが多く、ビル間が狭いため、火災が起こった際に被害が甚大になる可能性がある。
- ・ 帰宅困難者の問題では、区内には広い校庭など大きな避難所がない気がする。

○ その他

- ・ 構想に個別具体的内容を書くことが無理なのであれば、このフレーズでいい気がする。
- ・ めざすべき将来像にある「伝統」に関する表現が、分野別の将来像においては抜け落ちている。
- ・ 分野別の将来像の3つの区分が分かりにくい。重なり合っている部分も多いように感じる。

1. 報告

(4)ヒアリング結果等について

ヒアリング等の概要及び結果

	団体関係者 ヒアリング	意見公募	職員アンケート
対象者・対象団体	区内で活動している団体関係者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住・在勤・在学者 ・区内に事務所・事業所を有する個人 ・その他計画等に利害関係を有する方 	区職員
対象数	26団体	—	約1,100名
実施期間	令和4年7月26日(火) ～9月7日(水)	令和4年7月20日(水) ～8月19日(金)	令和4年8月17日(水) ～8月26日(金)
意見聴取の方法	ヒアリング (一部アンケート形式)	パブリックコメント形式に準ずる	アンケート形式
結果報告書	別紙1のとおり	別紙2のとおり	別紙3のとおり

令和4年8月29日現在

2. 提言書について

提言書

懇談会での協議していただいた内容につきましては、「提言書」としてその内容をまとめ、区に提出します。区は提言書の内容等を踏まえ、基本構想の修正や、今後の施策の検討を行います。

提言書に記載する事項は大きく、「**記載内容についての修正意見**」と「**今後の施策推進にあたっての留意点**」の2点になります。このことを踏まえて協議をお願いします。

提言書に記載する主な事項

記載内容についての修正意見

- 主に「めざすべき将来像」、「分野別の将来像」、「基本構想の実現に向けて」の部分について、取り入れるべき要素や表現方法の改善案といった意見をいただきます。

※「てにをは」の修正など、軽微なものは提言書には掲載せずに修正を行います。

(意見の例)

- 千代田区は多様性にあふれていると思っており、「めざすべき将来像」に具体的に記載してもよいのではないかと。
- 健康分野について、「体」だけでなく「精神面」の健康にも考慮した記載内容にしてほしい。

今後の施策推進にあたっての留意点

- 区が今後基本構想に基づき施策を推進するにあたっての留意点について意見をいただきます。
- いただいた内容については、今後具体的な施策を検討する上で参考とさせていただくものです。
- 分野別の将来像ごとに意見をとりまとめていく予定です。

(意見の例)

- 昔から住んでいる人々と新しく移住してきた人々がうまく交流できるようにしてほしい。
- 子どもに対して、企業がたくさんある千代田区ならではの取り組みができるのではないかと。

提言書構成案

1. 懇談会の概要
2. 提言内容
 - ① めざすべき将来像について
 - めざすべき将来像に対する意見
 - 施策推進にあたっての留意事項
 - ② 分野別の将来像について
 - 自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち
 - 分野別の将来像に対する意見
 - **施策推進にあたっての留意事項**
 - 集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち
 - やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち
 - ③ 基本構想の実現に向けて

※構成については、協議の内容を鑑み変更することがあります

3. 協議

(1)めざすべき将来像について

めざすべき将来像

各分会や団体ヒアリング、意見公募等の意見(P6~9,14,15)を踏まえ、「めざすべき将来像」の修正の方向性や違和感のある表現について協議をお願いします。

※本日協議した内容については、懇談会からの「提言書」としてまとめ、区に提出します。区は提言書の内容等を踏まえ、基本構想の修正を検討します。

※※他の参加者の意見を確認して、前回とご自身の意見が変わっても問題ありません。

伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～

千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。私たちが受け継いできた伝統は、長い歴史の中で、それぞれの時代における人びとが新たな文化や価値観を取り入れ、発展してきたものであり、千代田区の魅力を高めてきました。

社会の変化が激しい時代にあっても、千代田区は、先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新たな時代における文化や価値観とも調和をはかり、未来に向け力強く躍進していきます。そして、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人びとが輝き、彩りあふれ、将来にわたって希望に満ちた魅力あふれるまちをめざします。

めざすべき将来像 (伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち ~彩りあふれる、希望の都心~)

※本日協議した内容については、懇談会からの「提言書」としてまとめ、区に提出します。区は提言書の内容等を踏まえ、基本構想の修正を検討します。

※※他の委員の意見を確認して、前回とご自身の意見が変わっても問題ありません。

テーマ1:千代田区らしさを表現するためには

■主な視点

- ・千代田区は大企業が集積し、歴史もあるなど理想的な都市である。「日本を牽引していく」「日本のモデルケースをめざす」「NO1、模範的である」という思いを描いてはどうか。
- ・説明文がなければ「千代田」だと分からない。
- ・他の市町村と比べ、ある意味ゴールに近いのは千代田区であり、「もう少しでそのゴールに手が届く、理想ではなく実現できる。」ということを表現したい。
- ・江戸時代から蓄積してきた文化などは、千代田区特有の魅力である。そういった魅力は明確に強みとして記載した方が良い。
- ・質の高い様々なまちの要素が既に備わっている。将来に向けての魅力を既にある魅力からもっと引き出せると良い。
- ・千代田区は、既に多様なまちが混在している。皇居などの伝統だけでなく、秋葉原のような他のまち並みをイメージできるようなフレーズを入れた方がより魅力的なまちに発展していくことを伝えられるのではないか。

めざすべき将来像 (伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち ~彩りあふれる、希望の都心~)

※本日協議した内容については、懇談会からの「提言書」としてまとめ、区に提出します。区は提言書の内容等を踏まえ、基本構想の修正を検討します。

※※他の委員の意見を確認して、前回とご自身の意見が変わっても問題ありません。

テーマ2:意見が分かれた内容について

「伝統とモダンがとけあい」

■主な視点

- ・「伝統とモダンがとけあう」という表現は気に入っている。
- ・人によって「守るべき伝統」で思い浮かぶものが異なるので、認識をすり合わせて具体化することで、その先の将来の姿もよりイメージしやすくなると思う。
- ・「伝統とビジネス」という、新宿区や渋谷区、台東区などと差別化もでき、一意に千代田区を特定できる。
- ・大企業が集積している千代田区だが、あまりビジネスを強調しない方がいいかもしれない。文化や教育に関する条例を定めているので、ビジネスというよりそちらの印象が強い。
- ・江戸時代から蓄積してきた文化などは、千代田区特有の魅力である。そういった魅力は明確に強みとして記載した方が良い。
- ・「伝統＝保守」のイメージが強い。新しいものが受け入れにくい印象があるため、もちろん伝統も必要だが、これからの世代と何をつくりあげていくのかを中心に構想を作成した方が良い。

3. 協議

(2) 分野別の将来像について

分野別の将来像

赤枠の解説文は、分野別の将来像に込めた想いや願いを表しています。

各部会や団体ヒアリング、意見公募等の意見(P10~15)を踏まえ、「分野別の将来像」の解説文について、修正の方向性や違和感のある表現などの協議をお願いします。

※本日協議した内容については、懇談会からの「提言書」としてまとめ、区に提出します。区は提言書の内容等を踏まえ、基本構想の修正を検討します。

※※他の委員の意見を確認して、前回とご自身の意見が変わっても問題ありません。

※※※「めざすべき姿」(分野別の将来像にぶら下がっている○(白丸)部分)は、今後の部会で協議していただく予定です。

自分らしく健やかに暮らし、
笑顔で成長しあえるまち

いつまでも元気で充実していること。
それはすべての「人」にとって普遍的な願いです。
その願いを叶えるため、子どもからお年寄りまで、共に支え合い、
自分らしく健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。
また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。

集い、つながり、
活気とにぎわいのあるまち

まちには「人」がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。
活気とにぎわいで魅力あふれるまちには、人が集まります。
そこで育まれた人とのつながりを大切に、支え合うことができるまちをめざします。
また、地域経済を活性化させ、誰もが豊かさを享受できるまちをめざします。

やすらぎを感じ、
安心して快適に暮らせるまち

良好な環境は、「人」の暮らしを豊かにし、
災害に強い安全なまちは、「人」の安心につながります。
また、暮らし続けたいと思える住環境は、人々の誇りとなります。
皇居を中心とした自然と近代的なまち並みをいかしながら、
誰もが安心して快適にすごせるまちをめざします。

3. 協議

(3) その他

- ア はじめに・区と基本構想の役割
- イ 基本構想の実現に向けて
- ウ 構造等について

はじめに

「はじめに」では、基本構想の導入として、基本構想策定の背景について、区を取り巻く課題や今後の方向性を踏まえながら述べています。他に取り入れた方がよい要素や、表現方法等について協議をお願いします。

千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻み、発展してきました。

しかし、昭和30年代の日本の高度成長期から平成初頭のバブル経済の崩壊にかけて業務地化が進み定住人口が減少した結果、地域の活力低下や自治体の存続そのものが危ぶまれる状況に至りました。

こうした社会的背景のもと、昭和53年6月に区として初めて策定した基本構想と、平成4年6月に策定した新基本構想では、都市の魅力を高め、人口回復に向けた政策を展開してきました。平成12年の国勢調査では、45年ぶりに定住人口が増加に転じましたが、依然として千代田区に住み続けられ、住みたくなるまちをめざすことが最大の課題であるとの認識のもと、平成13年、定住人口5万人を目標とした第3次基本構想を策定しました。現在はこの目標を超え、当分の間、人口増加の傾向が続くことが見込まれています。

本区の人口が増加傾向にある一方、わが国の人口は減少傾向に転じ、経済など活力の低下が懸念されています。また、少子・高齢化の進展、首都直下地震、地球温暖化など、区民の命や暮らしに直結する様々なリスクが高まっています。

このような中、令和2年以来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、私たちは未曾有の危機に直面しました。暮らしに様々な制約を受け、不安と閉塞感に包まれる中、「命」の重さと人の「つながり」の大切さを改めて強く認識させられました。そして、日々刻々と移り変わるコロナ禍にあって、私たちが当たり前だと思っていた明るい暮らしを取り戻すため、変化に対応することでアフターコロナの暮らしをめざしてきました。

私たちは、こうしたコロナ禍の経験を踏まえ、これから先の変化が激しく、不確実な世の中にあっても、リスクや環境変化に的確に対応し、持続可能な地域社会を築いていきます。そして、人生100年時代を迎え、基礎的な地方公共団体として、区民の命や健康を守ることを第一に、「教育と文化のまち千代田区宣言」や「国際平和都市千代田区宣言」などを踏まえ、子ども、女性、高齢者、障害者など区民が輝けるまちを実現していきます。また、デジタル技術の活用やイノベーションを通じて、環境、文化、防災、エネルギーなど、様々な分野における課題の解決に努め、アフターコロナの暮らしに明るさと豊かさを実感できる千代田の新時代を築いていきます。

ここに、千代田の新時代における将来像を明らかにした基本構想を定め、区に関わるすべての人々とともに、将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

区と基本構想の役割

「区と基本構想の役割」では、基礎自治体としての千代田区の役割や、現在策定している基本構想の役割を簡潔に説明しています。内容や表現方法について協議をお願いします。

(1) 住民に最も身近な基礎的な地方公共団体としての役割

地方公共団体は、憲法で定める地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割を広く担う存在です。また、住民に最も身近な行政主体である千代田区は、東京都など、広域行政を担う地方公共団体と異なり、住民の暮らしに直接かかわる仕事を優先的に行っています。

これまで千代田区は、基礎的な地方公共団体として、自主的かつ自律的な自治体運営を進めてきました。今後も引き続き、安定的な財源の確保に取り組むとともに、自らの意思と責任で主体的に取り組める住民自治の確立をめざしていきます。

(2) 基本構想の役割

基本構想は、千代田区の将来像や分野別のあるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものです。

また、区の行政計画の最上位に位置づけられる理念であるとともに、行政運営の基本となる指針です。

さらに、区民や団体、企業など、千代田区にかかわるすべての人びとと共有し、一体となって実現するための指針としての役割を持つものです。

基本構想の実現に向けて

「基本構想の実現に向けて」では、基本構想の実現のために必要となる、基本となる区の姿勢や方向性を3つ示しています。内容や表現方法について協議をお願いします。

(1) 変化の激しい時代への柔軟な対応

私たちは、変化が激しく将来の予測が難しい時代を迎えています。このような中で将来像を実現していくためには、機動的な区政運営が不可欠です。このため、効果的、効率的な行財政運営に努めるとともに、新たな技術や民間活力も積極的に活用しながら、様々な課題に柔軟に対応していきます。

(2) 多様性を尊重し認め合う社会づくり

将来像を実現し、豊かな地域社会を持続可能なものとするためには、多様な価値観や考え方を尊重し、互いに認め合うことが重要です。このため、多様性を包摂する社会づくりを推進します。

また、国際都市東京の中心である千代田区として、国や文化などの多様性を尊重し、人権や平和を守る取組みを進めていきます。

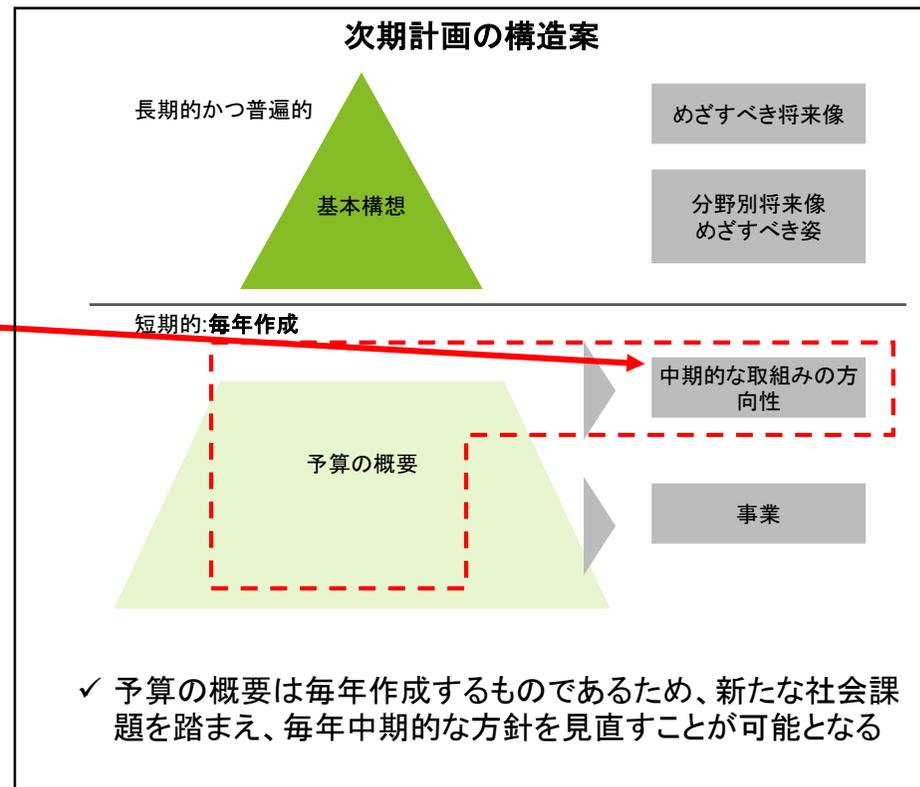
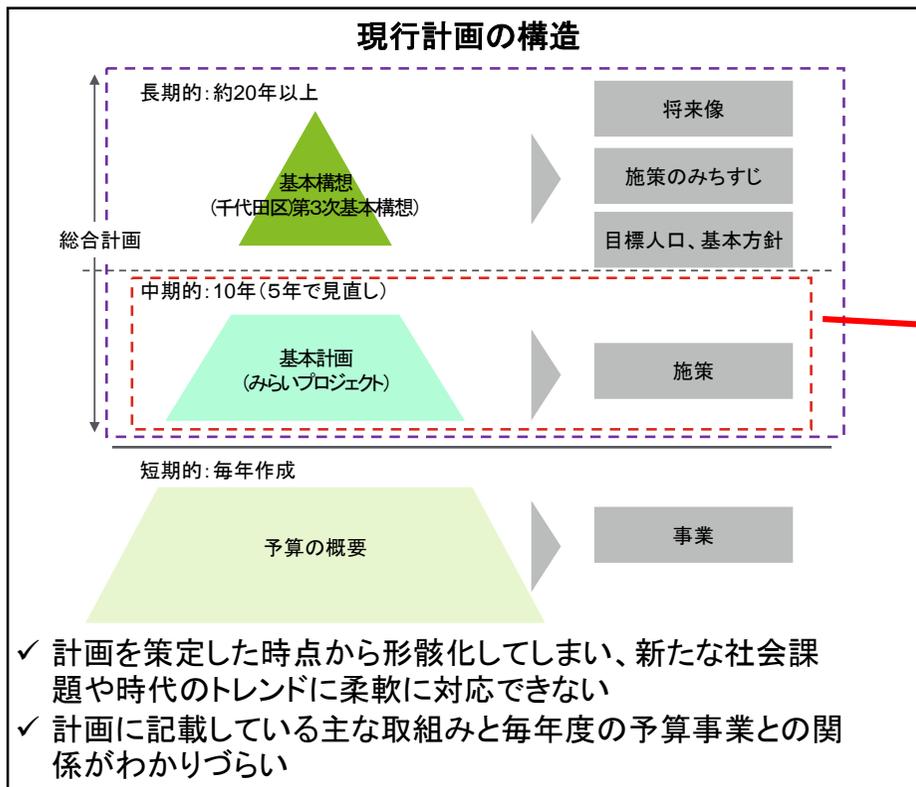
(3) 参画・協働の推進

区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進していきます。

また、区民、事業者、他自治体など、様々な主体との連携、協働を推進し、地域課題の解決や新たな活力の創出につなげていきます。

構造等

第1回全体会でご説明したとおり、基本構想は普遍的な内容とし、具体的な取組みは中期的な取組みの方向性ととも予算の概要で示します。
 なお、基本計画は作成せず、その要素を新たな基本構想や予算の概要に位置付けます。
 そうすることで、毎年新たな社会課題や時代のトレンドを考慮して中期的な方針を見直すことができ、柔軟な事業展開が可能となります。
 また、職員も社会の変化や区民ニーズに敏感になることが求められ、日々の業務の中での気づきが多くなることが期待されます。
 その他、期間の設定や指標の設定については以下のとおり整理しています。



(その他)

期間:基本構想は長期的かつ普遍的なビジョンであるため、具体的な期間は設けない

指標:基本構想は長期的かつ普遍的なビジョンであるため、定量的な評価を行うための指標は設けない。定量的な指標については、具体的な取組みを示す「予算の概要」や各部門で所管する「個別計画」の中で示し、進捗を管理していくことを検討している。

(仮称)第4次基本構想(たたき台)

はじめに

千代田区は、約 400 年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻み、発展してきました。

しかし、昭和 30 年代の日本の高度成長期から平成初頭のバブル経済の崩壊にかけて業務地化が進み定住人口が減少した結果、地域の活力低下や自治体の存続そのものが危ぶまれる状況に至りました。

こうした社会的背景のもと、昭和 53 年 6 月に区として初めて策定した基本構想と、平成 4 年 6 月に策定した新基本構想では、都市の魅力を高め、人口回復に向けた政策を展開してきました。平成 12 年の国勢調査では、45 年ぶりに定住人口が増加に転じましたが、依然として千代田区に住み続けられ、住みたくなるまちをめざすことが最大の課題であるとの認識のもと、平成 13 年、定住人口 5 万人を目標とした第 3 次基本構想を策定しました。現在はこの目標を超え、当分の間、人口増加の傾向が続くことが見込まれています。

本区の人口が増加傾向にある一方、わが国の人口は減少傾向に転じ、経済など活力の低下が懸念されています。また、少子・高齢化の進展、首都直下地震、地球温暖化など、区民の命や暮らしに直結する様々なリスクが高まっています。

このような中、令和 2 年以來の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、私たちは未曾有の危機に直面しました。暮らしに様々な制約を受け、不安と閉塞感に包まれる中、「命」の重さと人の「つながり」の大切さを改めて強く認識させられました。そして、日々刻々と移り変わるコロナ禍にあって、私たちが当たり前だと思っていた明るい暮らしを取り戻すため、変化に対応することでアフターコロナの暮らしをめざしてきました。

私たちは、こうしたコロナ禍の経験を踏まえ、これから先の変化が激しく、不確実な世の中にあっても、リスクや環境変化に的確に対応し、持続可能な地域社会を築いていきます。そして、人生 100 年時代を迎え、基礎的な地方公共団体として、区民の命や健康を守ることを第一に、「教育と文化のまち千代田区宣言」や「国際平和都市千代田区宣言」などを踏まえ、子ども、女性、高齢者、障害者など区民が輝けるまちを実現していきます。また、デジタル技術の活用やイノベーションを通じて、環境、文化、防災、エネルギーなど、様々な分野における課題の解決に努め、アフターコロナの暮らしに明るさと豊かさを実感できる千代田の新時代を築いていきます。

ここに、千代田の新時代における将来像を明らかにした基本構想を定め、区に関わるすべての人々とともに、将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

1 区と基本構想の役割

(1) 住民に最も身近な基礎的な地方公共団体としての役割

地方公共団体は、憲法で定める地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割を広く担う存在です。また、住民に最も身近な行政主体である千代田区は、東京都など、広域行政を担う地方公共団体と異なり、住民の暮らしに直接かかわる仕事を優先的に行っています。

これまで千代田区は、基礎的な地方公共団体として、自主的かつ自律的な自治体運営を進めてきました。今後も引き続き、安定的な財源の確保に取り組むとともに、自らの意思と責任で主体的に取り組める住民自治の確立をめざしていきます。

(2) 基本構想の役割

基本構想は、千代田区の将来像や分野別のあるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものです。

また、区の行政計画の最上位に位置づけられる理念であるとともに、行政運営の基本となる指針です。

さらに、区民や団体、企業など、千代田区にかかわるすべての人びとと共有し、一体となって実現するための指針としての役割を持つものです。

2 めざすべき将来像

伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち ～彩りあふれる、希望の都心～

千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。私たちが受け継いできた伝統は、長い歴史の中で、それぞれの時代における人びとが新たな文化や価値観を取り入れ、発展してきたものであり、千代田区の魅力を高めてきました。

社会の変化が激しい時代にあっても、私たちは、先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新たな時代における文化や価値観とも調和をはかり、未来に向け力強く躍進していきます。そして、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人びとが輝き、彩りあふれ、将来にわたって希望に満ちた魅力あふれるまちをめざします。

3 分野別の将来像

コロナ禍を経験した私たちは、人や社会とのつながりが制限されるなかで、これまで当たり前だった日常のなかに、“普遍的な幸せ”があることを肌で感じました。

このような実体験から、私たちは、時代や社会情勢が激しく移り変わるなかにあっても、変わることのない魅力あふれる未来の姿を描き、人やまちを豊かにすることの重要性を改めて認識しました。

私たちは、今ここに「めざすべき将来像」を実現したまちと人びとの姿を掲げ、時代の変化に的確に対応しながら、その実現に向けて、果敢に挑戦していきます。

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

いつまでも元気で充実していること。

それはすべての「人」にとって普遍的な願いです。

その願いを叶えるため、子どもからお年寄りまで、共に支え合い、自分らしく健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。

また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。

- 多様なライフスタイルに応じて安心して子育てができています。
- すべての子どもたちの個性や意思が尊重され、すくすくと成長しています。
- 誰一人取り残されることがなく、自分らしく、自立した生活を送ることができています。
- 衛生的な環境のもと、いきいきと健康に暮らしています。
- 生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。
- 文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

まちには「人」がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。

活気とにぎわいで魅力あふれるまちには、人が集まります。

そこで育まれた人とのつながりを大切にし、支え合うことができるまちをめざします。

また、地域経済を活性化させ、誰もが豊かさを享受できるまちをめざします。

- 活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できています。
- 人とのつながりが感じられ、支え合うことができています。

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

良好な環境は、「人」の暮らしを豊かにし、災害に強い安全なまちは、「人」の安心につながります。また、暮らし続けたいと思える住環境は、人々の誇りとなります。皇居を中心とした自然と近代的なまち並みを活かしながら、誰もが安心して快適にすごせるまちをめざします。

- 良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています。
- 人にやさしいまちづくりにより、心地よい都心生活をおくっています。
- 強靱な都市基盤や災害に備えた体制が構築され、安心して暮らすことができます。

4 基本構想の実現に向けて

(1) 変化の激しい時代への柔軟な対応

私たちは、変化が激しく将来の予測が難しい時代を迎えています。このようなかで将来像を実現していくためには、機動的な区政運営が不可欠です。このため、効果的、効率的な行財政運営に努めるとともに、新たな技術や民間活力も積極的に活用しながら、様々な課題に柔軟に対応していきます。

(2) 多様性を尊重し認め合う社会づくり

将来像を実現し、豊かな地域社会を持続可能なものとするためには、多様な価値観や考え方を尊重し、互いに認め合うことが重要です。このため、多様性を包摂する社会づくりを推進します。

また、国際都市東京の中心である千代田区として、国や文化などの多様性を尊重し、人権や平和を守る取組みを進めていきます。

(3) 参画・協働の推進

区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進していきます。

また、区民、事業者、他自治体など、様々な主体との連携、協働を推進し、地域課題の解決や新たな活力の創出につなげていきます。

団体関係者ヒアリングの結果について

千代田区基本構想懇談会 第2回全体会 資料

令和4年8月29日

目次

1. ヒアリングでの意見	P3
(1)めざすべき将来像について	P4
(2)分野別の将来像について	P5
(3)その他、全体に関することについて	P8

1 ヒアリングでの意見

■対象団体の関係分野一覧

子ども／子育て／教育／女性／高齢者／障害者／地域福祉／保健衛生／
スポーツ・文化／コミュニティ／町会／マンション／商工観光／環境／
まちづくり（エリアマネジメント）／外国人・国際平和／ジェンダーなど

1 ヒアリングでの意見

(1)「めざすべき将来像」について

- 現在はなくなりましたが、昔はあった千代田区の良いものや、千代田区の最高地点、最低地点など千代田区のいろいろな情報を次世代に引き継いでいくべきだと思う。町名の由来などそういったものを次世代に伝えていきたい。
- 「伝統とモダンがとけあう」とあるが、「共存」や「ともに活かす」でも良いのではないか。無理に一緒にする必要はないと感じる。古いものがしっかりと残って、新しいものと相互刺激になっているのが良い。
- たたき台の「4 基本構想の実現に向けて」の(2)の「国際都市東京の中心である千代田区として～」、あるいは(3)の「地域課題の解決や新たな活力の創出に～」といった記述は重要なことであり、「2. めざすべき将来像」にも、重複感が出ない形にして、同様の記述があった方がメッセージとして伝えられる。
- 「都心」や「モダン」、「歴史」とあるが、違和感を覚える。
- 伝統とは担う人が必要であり、そういった人がいなくなると伝統は途絶えてしまう。
- 「分野別将来像」の中で「笑顔で成長し合えるまち」とあるが、東京の人は表情が暗いと感じる。日常のふとした瞬間に笑顔になれる取組を意識してほしい。

1 ヒアリングでの意見

(2)「分野別の将来像」について

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

- 子どもがしっかりと遊べる場が必要だと思う。子ども達にとって住みよいまちにしてほしい。
- 障害のある方が運動できる場所が少ない。障害のある方も楽しめる場を作ってほしい。
- 知的障害や精神障害を持つ方は、自ら声を上げたいが、自分の意見を発言する場や、自分の意見を発言できるようになる学びの場がない。当事者が自分の意見を発言できるようになることは重要であると思う。
- 「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」においては、人を活かすポイントがあっても良いと思う。千代田区の住民はいろいろなものを持っている。そこが、千代田区の長所だと思う。健康になれる環境（公園内の健康器具や散歩道のベンチなど）が重要であり、まちづくりとも連携する必要がある。
- 家族や地域との関係が保たれてこそ、健康が維持されると考えられているため、そのような視点も重要である。
（ソーシャルキャピタル）

1 ヒアリングでの意見

(2)「分野別の将来像」について

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

- 今はマンション住民にいかに関会活動に参加していただくかが課題である。
- 地域のつながりが薄れてきてしまっている。
- マンション内のコミュニティや、マンションと周辺地域のコミュニティがしっかり形成されていないことは大きな課題であると認識している。また、地域の取組みに参加する人が増えないと、災害時の対応など新たな課題が生まれる。
- 多様性を活かしながらブランディングできていけると良い。既に「千代田」という名前がブランドイメージを持っていると思う。シビックプライドなど「千代田」に対する住民の想いを活かすことがコミュニティづくりのポイントだと思う。
- 「集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち」では、新しいものが生まれやすいまちというニュアンスを含んでも良いと思う。例えば、コミュニティの在り方も多様で良いと思うし、そのコミュニティ同士が横連携できていることが重要だと思う。
- 人との支え合いについては、伝統的な町会のようなしっかりしたつながりだけでなく、もっとライトなつながりなどいろいろな関わり方を支持するような書き方にすると、少し都会的で千代田らしくなるのではないか。
- 千代田区には多くの教育機関があるので、分野別将来像の2つ目「集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち」の中にそのことに触れても良い。
- 何か区が課題に考えていることがあれば、お題として大学に持ってきてほしい。学生は、突飛なアイデアを出す印象があるかもしれないが、現場を見続けると、現場目線の保守的なアイデアを出すようになる。一長一短ではあるが、思っているよりもずっと現実的な提案もでき、学生にとってもいい経験になるだろう。それがひいては、「集い、つながるまち」にもつながってくると思う。

1 ヒアリングでの意見

(2)「分野別の将来像」について

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

- 障害のある方にとって歩きやすい道、使いやすい公園といったまちづくり、場所づくりが必要と考える。
- 「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」については、千代田区は自然を大事にしていると感じる。皇居を中心に、緑や生物を大事にしているので、基本構想の中で「まちの中にある自然を大事にする」といったメッセージを入れると良いのではないかと感じる。
- 分野別将来像の「都市基盤や災害の体制」に関して、ハード面だけではなくソフト面の災害対応も重要である。
- リサイクルなど環境に貢献していくことを謳えるのではないかと感じた。
- 災害対策に関する記述の中で「安心」について強調したほうが良い。どのような事業を行っていくかなどの具体的な話は、別につくる計画に落とし込むのかもかもしれないが、安心についてもう少し触れてほしい。

1 ヒアリングでの意見

(3)その他、全体について①

- 「目指すべき将来像」について、中期的にみるのか、長期的にみるのか、それとも明日のことなのかが分からない。
- 株式会社の事業報告書のようなものである。株式会社の事業報告は、キャッチコピーもありながら数値目標や具体的な事業の記載がある。こちらの叩き台は具体性がなくただビジョンを掲げているだけである。
- 読者の多くは高齢者になると思うが、高齢者には新しい言葉はなじまない。できるだけ、高齢者にも馴染みのある言葉を使ってほしい。
- 分野別将来像は選挙で掲げる公約のようなものである。
- 「差別しない」ことが重要。差別が諸悪の根源であり差別をなくすことを前面にだしてほしい。
- たたき台の「はじめに」の部分で「リスク」という言葉が2回使われているが意味が分かりにくく違和感があるし、高齢化を「リスク」と表現すると高齢者はあまり良い気持ちをしのではないか。「少子・高齢化」の「進展」という言葉にも違和感がある。
- 住民だけでなく、他区の人や外国の人など、区外の人視点も大事にしてほしい。
- 若干読んでいると住民寄りの文章に感じられるので、外からどう写るか、品格のようなものも大事にしてほしい。
- 千代田区が企画したイベントに参加するだけでなく、個人が住民生活の向上のための意見をだして実現していく「参加型のまち」を将来像として提案する。
- 「3 分野別将来像」を見ても「働く」という視点、言葉がそんなに多くない。リモートワークが進んでおり、コロナ前のようなワーカーの戻りはないかもしれないが、区内全域において働く環境を整備していく姿勢が読み取れる表現があった方が良い。
- 「3 分野別の将来像」について、それぞれが何の分野がわかりづらい。
- もう少し具体性を持たせた方が良いと思う。内容が包括的になっている。

1 ヒアリングでの意見

(3)その他、全体について②

- 総花的な基本構想になっているが、例えば丸の内の地区では子育てはあまり関係ない。個人的には災害に強いまちが重要だと思うが、各地域の優先順位が分かると良い。
- 千代田区の良いところは人的な配置が充実しているところ。今後ITなどが発展していくと思うが、直接的な人の優しさを読み取れると良い。
- 基本構想について、多様性の中で子ども、女性、高齢者が強調されているが、今まで語られてきた部分のみとなっている。今まで語られてこなかった障害者やLGBTを単語として取り入れるだけでもより多様性が協調できると思う。
- 良いものは残し、変えるべきところ（差別や偏見）は変える、という考え方がベースになるとよい。
- ジェンダーという言葉が出てこないことにも違和感を覚える。あえて使われていないのだと思うが、国際的にはジェンダーと使うことが多いため、使ってもよいのではないか。
- 第3次基本構想の反省を踏まえて第4次基本構想に進んでいただきたい。
- 千代田区として、行政の役割ではなくまちづくりのあり方をどう考えているかも興味がある。「普通の生活の価値」といっても、人それぞれ「普通」の定義が異なる。例えば、住民同士の温かいおせっかいや豊かな自然環境は、地方では普通だが東京ではなかなか味わえない。こうした「地方の普通」と「東京の普通」を足して2で割り、それでも全員が「普通」と感じられるような落としどころを追求してほしい。
- 内容を読むとどこの区でも同じに見えてしまう。
- 記載内容が区民に寄りすぎているので、企業や産業、大学に対する文言がない。千代田区に本社や大学があることがステータスだと思うので、そういった人に響く文言がほしい。
- 今住んでいる人は、どうしても短期的な目線で考えてしまいがちだが、基本構想は、非常に長期的な視点で考えていく必要があり、将来を考えて持続可能性を意識してほしい。

(仮称) 第4次基本構想(たたき台) に対する意見募集の結果について

別紙2

No	意見提出者の区分	意見内容
1	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、ビルやマンションの外観を白色にする。玄関、入口をそこに住んでる住民が建物、ビルやマンションの住民の好みの色に一色塗る。
2	4.その他利害関係を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・現代社会には、随時、変遷するため、"何かを求めるのか"の議論も大切だが、世界の人、誰もが何時でも穏やかな平和な地であることを実感できる環境を備えた理想郷が、千代田のあるべき姿である。現実を築く多種・多様・多彩なる人たちが集う地には、計り知れない自然の恵み、科学の進展による景観が構築されているだろう。 ・社会、環境、衛生、福祉の拠点の確立を描くためには、「新型病床探求機構(仮称)の設立」や「機構設立推進委員会による手続き準備を遂行」が考えられる。
3	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の神田駅西口地区は飲食店が多数ありとても魅力的である一方、街の景観が綺麗とは言えず、飲食店やマッサージのキャッチも多く、清潔さに欠けていると感じている。駅前の道路を綺麗に舗装してもらい、建物の建替え、改修を行ってほしい。また、飲食店やマッサージのキャッチについても規制を頂きたい。 ・神田駅西口地区をファミリーでも安心して歩ける地域にしてほしい。その上で、神田地区も日本一(の食、文化、教育等を)目指す街として計画をお願いしたい。
4	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・千代田区は、区外も含めて色々なエリアがつながり、互いにそれらの特性を享受するとしている。区の施策として、これらの基本的な特徴を充分に見極め活用することに注力し、短期的な視点での開発・変更を行わないという方針を持つべきである。先般策定された千代田区都市計画マスタープランを遵守し、千代田区の特徴のあるエリアを、どこにでもある町にしないように工夫すべきである。住民が区と作り上げた地区計画も破る超高層ビルの建設を区が先導して許容してはならないと思う。自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち、集い、つながり、活気と賑わいのあるまち、やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまちをつくるには、伝統と歴史と特徴を変えずに、工夫次第で実現可能である。区民の意見を充分に把握する工夫をしていく必要があり、現在はこれが欠けている。区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進していくとの方針は、具体的にはどのようにすべきかとの研究を行い、区民に問うことを求めたい。
5	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき将来像として、「千代田に住み、働き、学び、集うすべての人びと」に焦点を当てていることを高く評価したい。これまで「人」よりも「企業・会社」に焦点が当てられてきたように感じられるからである。これからの時代は、行政が「そこに住み、働き、学び、集うすべての人びと」に焦点をあてることを期待したい。 ・(仮称)第4次基本構想(たたき台)はよく書かれてはいるが、もう一步、踏み込んで、例えば「ハード」から「ソフト」への重視を謳って頂けないか。「ビルが建ち並ぶ千代田区」ではなく、「人々の笑顔がある千代田区」を望む。 ・「町会」、「隣組」、「回覧」などを通じた住民の意向集約はもはや機能しづらくなっている。インターネットを使ったアンケートなどをもっと利用して住民の意向集約に努める、そのことを基本構想で謳ってほしい。

6	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別の将来像で示されている3項目（健康な暮らし・賑わい・住環境）は、それぞれ千代田区の重要な政策目標であり、賛成する。 ・千代田区の中の地域別特色を十分反映出来ていないと思う。 ・千代田区の魅力は、国際的ビジネス街、国政の中心、江戸時代からの商業地、閑静な住宅街、といった地域がそれぞれその特徴を維持している事である。それぞれの地域の特徴を伸ばし、千代田区が多様性を促す基本構想作りをお願いしたい。
7	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増が現在のインフラに与える影響や区の考えを明示する必要があると思う。心地の良い言葉が並んだ「たたき台」ではなく、重要な課題である「人口問題」への区の取り組み態勢を述べていただきたい。
8	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめにでは、「アフターコロナの暮らしに明るさと豊かさを実感できる千代田の新時代」とあるが、アフターコロナの千代田区の課題（現状認識）が何かを具体的に提示頂きたい。区民としては、「住み続けられ住みたくなる街造り」が依然として重要な価値だと考えている。 ・千代田区は長い歴史もあり、また国会、官庁、ビジネス、学校や住宅地区など多様に富んだ地域だと思う。将来像は、「分野別」だけではなく「地域別の将来像」も掲げて頂く方が良い。「人が主役」との認識であれば、住居環境や学校・文教施設の充実などにも是非ご配慮頂きたい。 ・「区民の主体的な参画」とあるが、千代田区からの発信だけでなく、区民の声の幅広い吸い上げにもより丁寧な対応が望まれる。
9	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の要素を「めざすべき将来像」に挿入してほしい。 【皇居を中心とし、その東南に議事堂、官庁街。東側には大丸に代表される我が国最大のビジネスエリア、北側には神田の誇る古書店街、若者文化を牽引する秋葉原、また西側の番町は明治政府の俊英たちの居住地となった事から、西欧の情報の太いパイプとなりました。江戸文化と西欧風の香りが番町個々の知的な風土を作り上げました。とりわけ近代教育、それも女子の近代教育にその風土は見て取れます。現在でも設立100年を超す有名校が7校存在します。これらの歴史的背景が、番町固有の住環境・教育環境を作り上げました。】 ・主にまちづくり事業に関し、参画・協働が円滑に働いていないと思われる。より丁寧な情報発信、意向調査を目指す趣旨を盛り込んでほしい。
10	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき将来像について、また実現に向けた方策について、現状認識をまず明確にすることが必要である。 ・「良好な環境」については、千代田区は首都東京の中でも中心部であり、率先して取り組んでいく必要がある。千代田区の地球温暖化対策の効果はCO₂の排出量で測られているが、途中から効果が下がっている。それは、この数年容積率が緩和され、高いビルが増えた時と一致している。この現実を目を背け、さらなる高層建築物を作ることは、地球温暖化を促進する。建築物の高層化はこの現実において、やってはならないことである。もう一つは、現在ある樹木を守ること、一本も切ってはならない。 ・「区民の主体的な参画」は歓迎する。風通しのいい開かれた区、ジェンダー平等、全員参加で地球温暖化対策に取り組んでいく必要があると考える。今回の基本構想には、CO₂排出量を減らすことを具体的に進めていくことをうたってほしい。
11	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は自分たちが大切にされ、幸せに暮らせることを願っている。千代田区は住民との信頼関係を再構築する必要があるのではないか。 ・目標に年次がないのはなぜか。いつまでに何を達成するのか期限を決めることは重要である。 ・担当部署で町会長を集めての推進協議会では住民自治が機能しない。神田警察通りのイチョウ伐採に関する住民訴訟で明らかになったのは住民参加を担保する条例があるにもかかわらず、遵守されていないことである。 ・デジタル民主主義の時代を先取りするシステムの構築を期待したい。

12	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・現役時代に、海外駐在を合計5カ国で22年ほど経験した。街並みと景観を考えたとき、一つだけ、決定的に残念に思うことがある。それは電柱の存在である。どうして電柱をなくせないのか不思議である。
13	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次基本構想を廃案にしてほしい。 ・目標年を決めないで美辞麗句等抽象的な文言を羅列した構想は、意味がない。どの自治体でも通用するものは意味がない。 ・地球規模の異常気象による千代田区への影響をいかに軽減できるか、集中豪雨、台風の大規模化、熱波、必ず発生する首都直下型地震等への備えではないか。 ・千代田区で人口の適正規模はどの程度か。これ以上住民を増やしたときのデメリットを区は真剣に考えなければならないのではないか。 ・街づくりにおいて、あまりにも前近代的である。当たりまえのことが遅れすぎている。
14	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・区の立場「区民の命と生活を守る」をまず約束してほしい。 ・情報発信が区民全域に周知されていない。今までの広報、意見聴取のやり方では駄目だということである。住民への周知の徹底とファックスを持っていない、メールを送信出来ない区民の意見も聴取出来るシステムが必要である。区と区民一丸となったまちづくりを千代田区全体で実現してほしい。 ・「だれもが豊かさを享受できるまちをめざす」とあるが、大丸有、神田・秋葉原の商業地域、番町・麴町のようなそれぞれ特色をもつ地域から成っており、それをひとまとめにしては無理があるので将来像は地域別に掲げるべき。 ・「暮らし続けられる様に決め細かな行政の施策を行う。」と行政の義務も書いてほしい。区と区民が一丸となって、暮らし続けたいと思える住環境を作してほしい。 ・基本構想には「文教地区」という視点が欠けている。千代田区は文教を重視していないのか。文教地区だどいうのに番町地域では事業者と一丸になって高層ビルを建てる為の地区計画変更行政が力をいれていることは大変残念な事である。区民や団体、企業だけでなく、教育機関およびそこで学ぶ学生が魅力あるまちを目指すことを盛り込んでほしい。
15	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・行政は番町の文教地区としての歴史の重みを、本当に理解されているとは思えない。活気とは、華やかさや利便性ではなく、穏やかな学びと、そこに住んだり働く人々が、信頼とともに築く日常性の上に成り立つものではないではないか。歴史ある文教地区、住宅街に、見知らぬ回遊者が大勢闊歩することは、活気ではない。また、治安の維持にも結びつかない。教育こそが、差別のない、戦争のない、他者を思いやる事ができる心を育てる為の、最も重要な鍵である。100年後200年後の価値に繋げていく為の都市構想を実現して頂きたいと切に願う。

16	1.区内に住所を有する方	<p>「行政を自らの判断と責任において」とあるが、基本的には「行政裁量に委ねる」と言う意味にも捉えられかねない表現である。基本構想に「住民の意見を聞くこと」は全く必要なく行政主導で進められるのではという事なのかという疑念が湧く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代田区は住民の人口が何名になることを目標としているのか。どのような世帯を増やすことを目標としているのか。生活に根付いた具体的な数値目標をご提示されことで非常に共感を得られやすいと考える。 ・千代田区に長く住む人たちの話を聞くと、昭和の時代の千代田区の「にぎわい」は住民たちの「にぎわい」である。今の秋葉原などの「にぎわい」とは毛色が違う。この構想は何を目指し、どのようなタイムラインで、どのような人たちが構想及び決定に関わっているのか。 ・「まちには「人」がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。」とあるが、本当に全てのまちに「にぎわい」が必要なのでしょうか。夜に自宅で「やすらぎを感じたい」と思うときに、自宅周辺で「にぎわい」があると「安心して快適に」暮らせませんか。住民目線も忘れずお考え頂きたい。 ・今回の基本構想と都市計画マスタープランの違いは何か。どちらも都市、まちの未来を構想するものだと思うのですが、何が違うのか。 ・良好な環境を次世代に継承するためには、最新の技術を取り入れるだけでなく、先人たちに学ぶ必要もあると考える。例えば、いちょうの木々は街路樹として植えられているが、これらは関東大震災の時に焼失しなかったことから「火伏せの木」として植えられた。千代田区は、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできた地域なので、過去のを古くなったから更新する、というだけでなく、維持・保存し将来への教訓とする姿勢を持つべきであり、それがまちの「魅力」であると思う。 ・『はじめに』には「千代田区は、約400年にわたり」と書かれているが、歴史の改竄はやめてほしい。千代田区は昭和22年に成立した区である。昭和22年以来、日本の中心としての役割を果たしてきた、といったような書きの方が良い。 ・行政としては、どのように「住民自治」を促していく計画なのか。 ・子育て世代は千代田区に住み続けるのか。高い教育を受けた子どもたちが千代田区に住み続け歴史を継承していける可能性を秘めた魅力ある基本構想を打ち出して頂きたい。
17	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・景観的視点が欠けている。千代田区は各地域別に特色があり、その土地の持つ記憶を踏まえて、独特の発展をしてきたことを考え、むしろ地区別の将来展望を提示すべき。 ・景観の項目があるべきである。 ・将来像を実現するために、区民、事業者、行政だけではなく、多様な専門家、NPO等々を積極的に取り込んで、全てを公開形式で、より優れたまちづくりを目指すシステムの構築が希求されている。
18	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	<ul style="list-style-type: none"> ・時宜にかなった素晴らしい取組だと思う。内容については、SDGsのコンセプトが盛り込まれており、概ね好感している。 ・多くの住民やステークホルダーにとって納得できるたたき台だと思う。 ・「危機」に対する取組を構想の柱の一つに示すべきである。（（1）千代田区の住民に対する生命や生活の安全性に取組むこと（2）千代田区に本社のある上場企業にとって安全な地域と判断されるよう取組むこと） ・本たたき台に示されるように区民の安全を第一と置く場合、その実現可能性に至る道筋はこれまでと同じというわけにはいかない。 （1）住民の安全…令和の時代となってからの大きな環境の変化は、①コロナ禍における様々な危機、②気候変動と自然災害による危機、③紛争や犯罪に巻き込まれる有事における危機である。とりわけ基礎自治体として、国や都とは異なる目線で取組まなければならない。国や都が目を向けられない千代田区の住民に対する生命の安全性に向けた取組は、区の使命として明らかにすべきではないか。 （2）企業の安全…大企業が集積する特殊性を鑑み、国や都の立場とは異なる千代田区の独自性を出すべきである。

1.区内に住所を有する方

以下のとおり代案を検討した。

1. はじめに

千代田区は、特に、江戸幕府により飲料水の確保、水運、水害対策などのために川の整備がされたことから、江戸城を中心とした巨大都市へと発展し、約400年にわたる日本の政治の中心に加え、経済・文化の中心としても歴史を刻んできました。「千代田」の名称は、この江戸城の別名である千代田城に由来します。区内の川の機能については、近代水道の整備や第二次世界大戦後に輸送手段が陸路へと変遷したことにより衰退傾向にありましたが、近年、人々が生きるために必要な自然環境や防災機能といった観点から水辺空間の重要性が再認識されてきています。区の人口については、昭和30年代以降、業務地化の進行により定住人口は減少傾向でしたが、平成13年以降は定住人口の増加に転じ、今後も増加傾向が予測されているものの、日本全体では少子・高齢化の進展などにより活力の低下が懸念されています。また、近時においては、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生や、令和4年のロシアによるウクライナに対する軍事侵攻は、天然痘、麻疹、コレラ、ペストといった感染症や戦争、その他自然災害や飢饉といった人類の歴史を想起させ、生命の危機に直結する様々な問題が私たちの生活において常に隣り合わせであることをまざまざと実感させました。私たちは、このような歴史的教訓を踏まえた上で、変化に耐えうる機動的で柔軟な対応を行い、区民や区に関わる全ての人々と一体となって、豊かな地域社会を継承していくために、千代田区の新たな基本構想を定めます。

2. 区と基本構想の役割

(1) 区の役割

地方公共団体は、日本国憲法で定める地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割を広く担う存在です。住民に最も身近で基礎的な地方公共団体である千代田区は、住民の暮らしに直接関わる仕事を優先的に行っています。今後とも、安定的な財源の確保に取り組むとともに、自らの意思と責任で主体的に取り組める住民自治を確立し続けていきます。

(2) 基本構想の役割

基本構想は、千代田区の様々な行政計画の最上位に位置付けられる基本的理念であるとともに、行政運営の基本となる指針です。さらに、区民や区に関わる全ての人々と共有し、一体となって実現、継承していくための指針としての役割を持つものです。

3. 基本構想

(1) 江戸時代以降、近代日本の礎を築いてきた伝統を守り、千代田区民として誇りを持って生きられる社会にします。

(2) 地域に根ざした人間性豊かな教育を行い、歴史的に培われた文化及び自然遺産の保護及び継承を行い、将来世代を育みます。

≪「教育と文化のまち千代田区宣言」(昭和59年3月15日告示第15号)≫

(3) 国際都市東京の中心である千代田区は、世界の恒久平和を実現するために、家族といった最小単位から、地域や世界の人々まで連帯して積極的に行動します。

≪「国際平和都市千代田区宣言」(平成7年3月15日告示第29号)≫

4. 基本構想実践のための心得

(1) 変化に耐えうる機動的で柔軟な対応

私たちは、歴史的教訓から将来の予測が可能な事象が生じた場合や、たとえ歴史上類を見ない事象が生じた場合であっても、機動的で柔軟な区政運営を行っていかねばなりません。そのために、日常的に社会の事象を客観的に分析し、効果的、効率的な行財政運営に努めるとともに、新たな技術や民間活力などを積極的に活用

		<p>していきます。</p> <p>(2) 多様性を尊重する社会づくり 豊かな地域社会を持続可能なものとするためには、多様な価値観や考え方を尊重し、互いに認め合うことが重要です。このため、多様性を包摂する社会づくりを推進します。</p> <p>(3) 参画・協働の推進 区と区民が一体となって基本構想を実現、継承していくために、区民に対する情報発信を適宜行い、区政への区民の主体的な参画や多様な主体との連携、協働を推進していきます。</p>
20	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化問題として、千代田区独自の考え、施策…企業が多い千代田区であれば、たとえば、育児休業取得者の男女別なく取得させること。全国の先例となってほしい。 ・猛暑が続いている。根本的なヒートアイランド対策、緑を守る活動等をより考えてほしい。 ・温暖化の原因にもなっている脱炭素についての千代田区の取り組みはなにか。 ・日比谷ミッドタウンの三井不動産系会社に無償で区有地を提供したり、企業活動では考えられないような事が起きてがっかりしている。再開発の企画・周知・実行活動の透明化、コンプライアンス遵守をぜひともお願いしたく、区としていただきたい。区有地を使用する場合の区の規則の見直し、再開発ありきで区有地を使うのではなく、区の財産で、いったん売却したり、等価交換したりしたら、のちのち大変面倒な事も起きるので、区有地売却については、住民の意見も広くつり、公平に判断してほしい。 ・どうもまだ町会への依存度が高く、一般住民への周知や説明会が足りない。町会という面だけではもう住民の意向は拾いきれないのだと認識し、10年も前の計画だからとかそういう言い訳を言うってしまうような事は現代の柔軟性に欠けている。 ・最近、地区開発の説明会だとか、意見募集とか千代田区からの発信を多く見るようになった。良い方向に進むのではないかと期待している。
21	4.その他利害関係を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・たつき台に記されていること全体として、特に問題として指摘することはないが、漠として具体性に欠け、これでは今後の区のあり方として何を指すのかが甚だ不明確ではないか。千代田区は、大丸有地域、神田地域、永田町・霞ヶ関地域、番町等の地域、とおおよそ4分類に分けられるのであるから、基本構想においてもそういう特性に少なくとも言及し、これらを明確に意識しながら練り上げる必要があるのではないか。 ・それぞれの地域の特性・特徴を活かし、尊重するまちづくりをすすめるべきである。番町地域では昨年改定されたばかりの都市計画マスタープランにうたわれている考え方とはまるで合致しない。超高層ビル建設を進めようとする動きがある。概念的・観念的な議論ではなく、具体的・実地的なツメを行って、より良いまちづくりをしてほしい。 ・区民からの意見聴取を行うに際しては、ただ賛否両論を聞いて両論併記というような形ではなく、極力賛成と反対がどの程度のウエイトを持つのかを見極めていただきたい。そういう配慮やキメの細かさが必ずしも十分ではなかったのではないか。

22	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想は行政計画の最上位であるため、まず「区民の命と生活を守る」を構想の一番最初に明記してほしい。 ・言っている事は素晴らしいと思う。具体的な方法の段階ではかなり難しいと思う。 ・情報発信のみならず「多くの区民からの意見の聴取も適時適切に行う」旨の文言も入れてほしい。今までの情報発信、今までの情報発信、意見聴取のやり方では駄目だという結果が出ている。 ・千代田区は大丸有に代表されるビジネスエリア、番町・麴町などの住宅・文教地区、神田・秋葉原などの商業地域とそれぞれ異なる特徴をもつ地域から出来ているので、豊さがなにかは人によってちがうので、分野別の将来像は地域別に分けて考えなくてはならない。 ・「暮らし続けられる様にきめ細やかな行政の施策を行う」と行政の義務も書いてほしい。 ・基本構想には「文教地区」という視点が欠けている。文教地区に事業者と一丸になって高層ビルを建てる為の地区計画変更 に力をいれている千代田区の本物の姿の現れで、残念な事である。現在、千代田区には教育機関が多数存在しており、区民や団体、企業だけでなく、教育機関およびそこで学ぶ学生にとっても魅力のあるまちを目指すことを盛り込んでほしい。
23	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	<ul style="list-style-type: none"> ・千代田区で一番欠けているのは「対話」である。区民に対する情報発信を適時適切に行えば、区政への主体的な参加が促進されるのか。これは、上から目線ではないか。適時適切とは誰が決めるのか。上からの適時適切ではないか。必要なのは、情報に基づいた対話の場である。 ・神田警察通り道路整備の例でも明らかのように、そこには対話はなく、絶望しかない。有無を言わせぬ乱暴なやり方は、全国に千代田区の酷政をさらした。千代田区の恥である。事業をスムーズに推進するのが目的となっていないか。行政と区民、区民相互の対話の場をつくるのが行政の仕事である。 ・「(3) 参画・協働の推進」は、締めくくりとして、大変重要な部分であるため、情報を流しておけば参画が進むという考え方は、あらためるべき。対話によって新しい道が開けるような場をつくることを求める。
24	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・千代田区は区内においても、いくつか特徴を持った地域に分けられると思う。たとえば、皇居の東側はビジネス・国政・商業の町であり、私が住んでいる番町地域は、マンションが多く居住地であると同時に、大学、学校、会社があり、また大使館も多く、日中は多様な多くの人々が出会うことのできる地域である。それゆえに、多様な住民と共に、日中過ごすさまざまな職種人々が、教育機関、劇場、博物館など文化を共有し、また緑を共有するような落ち着いた街並みとして発展したら良い。

25	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・「千代田市」を目指すを廃止すべき。新型コロナの蔓延を経験し、国・東京都と一体となる必要がある。広域対策も必要な時に。またたき台に、「区民、事業者、他自治体など、様々な主体との連携、協働を推進」と有る様に、「千代田市」構想は現代の状況には合っておらず、廃止を宣言すべきである。 ・ 目指すべき将来像では「モダン」と表現されているが、伝統との対比では「現代風」とか近代化を表記が正しい。 ・分野別の将来像では、分野だけでは無く千代田区の各地域の特色・特徴を活かした将来像とすべき。 ・「めざすべき将来像」でも先人が築いてきた伝統を大切に表現されているが、伝統は、非常に重要な資質でも有り、その点を重視すべき。 ・「集い、つながり、活気にぎわいのあるまち」でも上記と同じように各地域で異なる。単純な「にぎわい」の表現では地域の特色を表現しているとは思えない。多様性を活かすにはお互いが理解を深め、他人の意見を尊重できる機会を「千代田区行政」は作る努力が必要である。 ・基本構想の実現に向けてでは、情報をすべて開示することを明記すべきである。行政からの情報開示が重要で、情報公開では無く基礎的自治体の構成員である区民への「情報開示」を進めるべきである。 ・基本構想は、「区民」「事業者」「昼間区民」「他の自治体」だけで無く、「千代田区行政」も守るべきものである。
26	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・皇居の西側地区は、私立中等教育機関（中学校・高等学校等）、大学や専門学校という教育機関が集まっている地区であると同時に、比較的落ち着いたマンションが建ち並び良質な住宅地区として発展してきている。この環境は、治安の安全と落ち着いた町並みが維持されていてこそ成り立っているため、この地区を商業化し過ぎないことがこれからの50年の課題だと考える。
27	1.区内に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・千代田区の特性は地域ごとに雰囲気が違うことだと思うため、分野別のみならず地区別の細やかな配慮が必要だと思う。 ・多様性を尊重するのであれば、それぞれの地区の持つ歴史的、文化的背景を大事にすべき。 ・大手町や丸の内などの働きやすい官庁・オフィス街、遠くから電車を乗り継いで人が集まってくる有楽町、人情味にあふれた個性豊かな商店街のある神田地区、安心して通える園や学校と静かな住宅街が共存する番町麹町など、それぞれの魅力を失わないようなまちづくりを、住民の意見を尊重しながらプランニングすることが重要である。

職員アンケートの結果について

千代田区基本構想懇談会 第2回全体会 資料

令和4年8月29日

目次

1. アンケート結果	P3
(1)めざすべき将来像について	P4
(2)分野別の将来像について	P5
(3)その他、全体に関することについて	P6

1 アンケート結果

1 アンケート結果

(1)「めざすべき将来像」について

- 「伝統と新たな時代の文化や価値観の調和」という趣旨は賛同できるが、「新たな時代における文化や価値観」を「モダン」という言葉で表すと、歴史的な印象を受ける。より先進性や進歩性を感じる言葉にすると、将来像の趣旨が伝わりやすくなると思う。
- 「モダン」もっと身近な言葉に変えた方がよい。
- 「彩りあふれ」の「彩り」がイメージしにくい。
- 『彩り「あふれ」、将来にわたって希望に満ちた魅力「あふれる」』とあるが、あふれが2度使われているので、例えば「魅力的な」とか「魅力ある」などに変えた方がよいのではないか。
- コロナ禍により希望が見えなくなっていることから、「将来にわたって希望満ちた 魅力あふれるまち」の文言は、必要な文言だと思う。
- 「区」としてのめざすべき将来像に関する説明だとすると、2段落1行目の主語は「私たち」ではなく「区（あるいは私）」とする方がよいのではないか。
- 解釈の幅が大きいと感じる。また、「現代」という意味で捉えたとき、「新たな時代や価値観」まで踏み込めていないのではないか。
- めざすべき将来像はとても共感できた。
- 「千代田区は、約400年にわたり、政治・経済文化の中心として歴史を刻み、発展してきました。」の表現では、区がはじめてから（400年前から）存在していたように見受けられる。

1 アンケート結果

(2)「分野別の将来像」について

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

- 働く人・学ぶ人(昼間人口)及び来訪者に対する記載、並びに千代田の歴史をどうしていくかという記載がほとんどないと感じた。分野別の将来像「集い～」にそのような記載があるとよいのではないか。(例:あらゆる目的を持った人々が互いに集い、交流し、歴史や文化を共有することができます。など)

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

- 「良好な環境」は何を指すか、2行下の「住環境」との差が何か分かりづらい。
- 「良好な環境」という表現が曖昧で、何を指しているのか分かりづらい。
- 「人々の誇り」は「住環境」というより「伝統」に関わるものである気がする。
- 「良好な環境」とあるが、「美しく良好な環境」とすると、分野別の将来像の説明文にある「まち並みを活かしながら」という部分も関係づけることができるのではないか。
- 「近代」は、「現代」の前を意味する場合があり、「近代的なまち並み」のイメージが人によって異なってしまう可能性がある。

1 アンケート結果

(3) その他、全体について

- 分野別の将来像に、自然との共生や千代田区外とのつながりについての記載がもう少し具体的にあっても良いと思う。
- 全体として普遍的な観点から書かれているものだと思うが、千代田区が都心の中の中心であり多くの人が集まるという多様性と代表性、先進性といった視点がもう少しあってもよいと感じた。
- デザイン的な話だが、各将来像の文字のとは網掛けの色は別にした方が見やすい。
- ・箇条書き部分（めざすべき姿）が文中で唐突に出てくるような印象を受けた。何らかの小見出しがあった方がわかりやすい。（例えば、【個別の将来像】など）
- めざすべき将来像には歴史的な都市であることが示されているが、分野別の将来像には文化や伝統、歴史などの観点が示されておらず、全体感としてしっくりこない。実際に区が取り組んでいる文化や歴史に関わる取り組みをしっかりとカバーできるようなニュアンスを入れてほしい。
- 「スポーツに親しむ」や「文化芸術」は、分野別の将来像「自分らしく～」ではなく、「集い、つながり」に入れてもいいのではないか。
- 分野別の将来像の3本柱はとても良いと思った。区と区民+企業・団体が、しっかりと実現に向けて共に歩みを進めて行ける構想のたたき台となっていると思った。

令和4年度都区財政調整 当初算定結果の概要

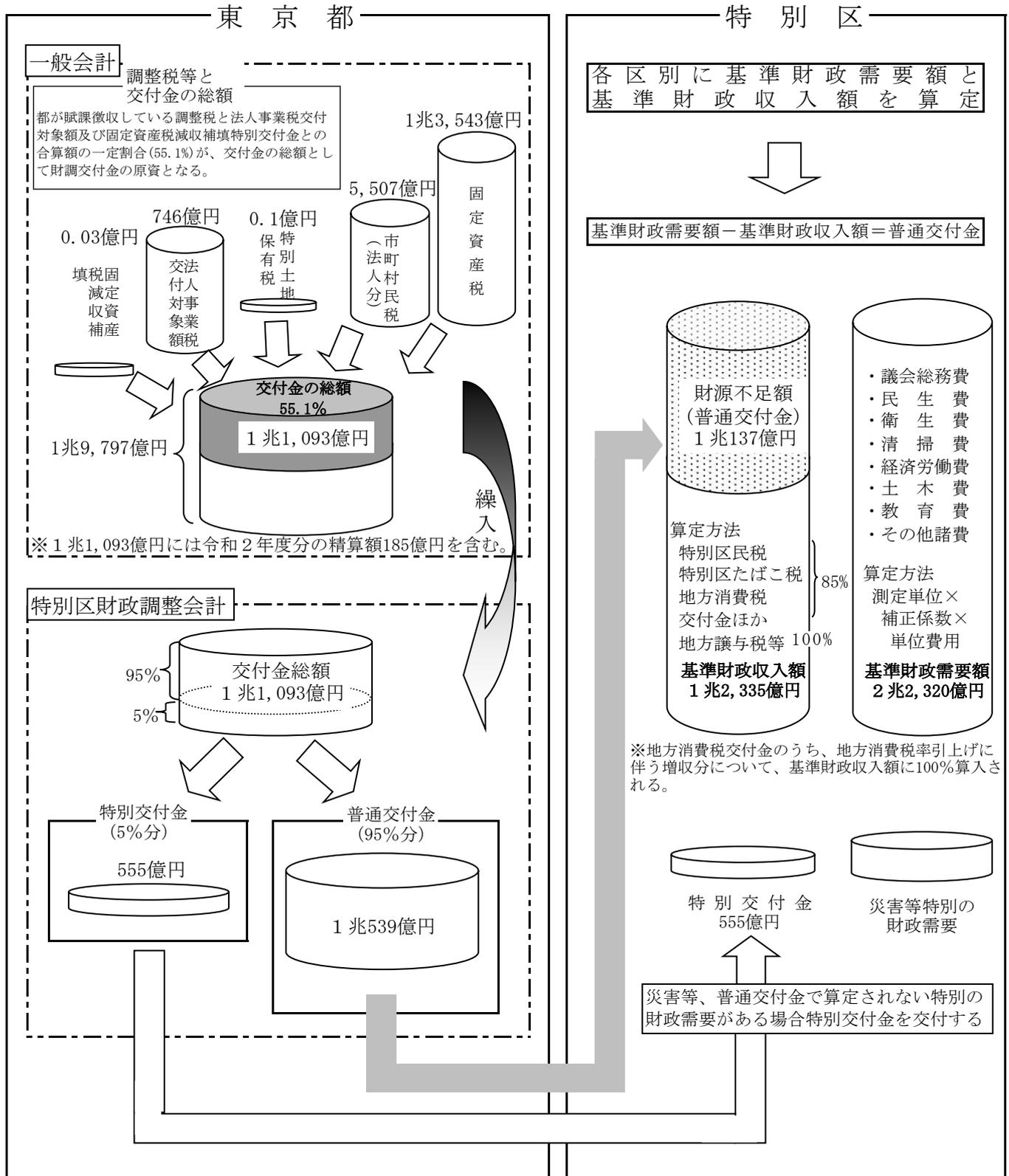
- 特別区に対する普通交付金の額は、1兆 136 億 98 百万円で、前年度比 1,201 億 75 百万円、13.4%の増
- 基準財政収入額は、1兆 2,335 億 42 百万円で、前年度比 207 億 59 百万円、1.7%の増
- 基準財政需要額は、2兆 2,320 億8百万円で、前年度比 1,415 億 88 百万円、6.8%の増

(単位: 千円)

区名	基準財政収入額	基準財政需要額	普通交付金
千代田区	25,921,673	28,640,348	2,718,675
中央区	36,202,586	53,513,316	17,310,730
港区	82,226,328	67,251,577	0
新宿区	54,422,251	79,601,144	25,178,893
文京区	36,696,688	57,899,851	21,203,163
台東区	26,470,603	52,219,277	25,748,674
墨田区	29,867,229	69,594,247	39,727,018
江東区	61,281,473	121,631,105	60,349,632
品川区	56,685,231	96,696,561	40,011,330
目黒区	46,849,091	62,206,507	15,357,416
大田区	86,783,856	155,660,669	68,876,813
世田谷区	129,952,744	185,956,938	56,004,194
渋谷区	54,950,909	54,692,952	0
中野区	38,875,892	77,525,884	38,649,992
杉並区	71,275,330	116,698,833	45,423,503
豊島区	37,374,442	67,731,781	30,357,339
北区	35,320,750	87,854,128	52,533,378
荒川区	21,154,245	60,368,712	39,214,467
板橋区	55,808,783	127,454,321	71,645,538
練馬区	76,873,533	164,833,536	87,960,003
足立区	61,521,610	162,690,080	101,168,470
葛飾区	41,603,978	117,559,583	75,955,605
江戸川区	65,422,504	163,726,154	98,303,650
合計	1,233,541,729	2,232,007,504	1,013,698,483

特別区財政調整交付金算定の仕組み

(図中の数値は、令和4年度当初算定に基づく)



※端数の調整により合計が合わない場合がある。

定年引上げ及び新たな人事制度の導入について

1 趣 旨

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうことを目的として、国家公務員法及び地方公務員法が改正され、令和 5 年 4 月から定年が 60 歳から 65 歳に段階的に引き上げられることとなる。

これに対応するとともに、管理監督職勤務上限年齢制（以下「役職定年制」という。）、定年前再任用短時間勤務制等の新たな人事制度を導入する。

2 概 要

（1）定年の段階的引き上げ

現行 60 歳の定年を令和 5 年度から 61 歳とし、以後 2 年ごとに 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度で 65 歳とする。

（2）暫定再任用制度

現行の再任用制度（60 歳の定年退職者を本人希望及び選考により 65 歳まで勤務できる制度）が廃止となり、令和 14 年 3 月 31 日まで経過措置により暫定再任用制度が存置される。（休暇、給与制度は現行の再任用制度と同様）

（3）役職定年制

- ・ 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入する。原則として、管理職の職員を、役職定年（＝60 歳）に達した日以降の最初の 4 月 1 日に管理職以外の職に異動させることとなる。
- ・ 役職定年制は、任期付職員等、任期を定めて任用される職員には適用しない。
- ・ 役職定年の対象となる職員を、他の職に異動させることで公務の運営に著しい支障が生じる場合は、1 年単位で異動期間を延長し、引き続き管理職の職のまま勤務させることができる。

（4）60 歳に達した職員の給料等

① 給与水準

当分の間、職員の給料月額は、職員が 60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後、「7 割水準」とする。

② 退職手当

60 歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

(5) 定年前再任用短時間勤務制

定年引上げにより 65 歳までフルタイム勤務を原則とする一方、60 歳以降の職員の多用な働き方のニーズに対応するため、60 歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用する定年前再任用短時間勤務制を導入する。

(6) 情報提供・意思確認制度

役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制が導入されるほか、給与水準が 60 歳時点の 7 割に設定されるなど、60 歳以後の職員の勤務形態等が多様になるため、十分な情報提供を行う。

- ① 職員が 60 歳に達する年度の前年度における情報提供の義務
- ② 勤務継続の意思確認の努力義務

3 一部改正を予定する条例

- (1) 千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (2) 職員の定年等に関する条例
- (3) 職員の懲戒に関する条例
- (4) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (5) 職員の育児休業等に関する条例 (※1)
- (6) 公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例 (※2)
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (8) 千代田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (9) 職員の給与に関する条例
- (10) 職員の退職手当に関する条例

※1 非常勤職員の育児休業の取得要件の見直し等にかかる改正も予定。

※2 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の解散に伴う規定整備も予定。

4 施行予定期日

令和 5 年 4 月 1 日

※ 職員の定年等に関する条例、職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部は、公布の日からの施行を予定。

※ 職員の育児休業等に関する条例の一部は、令和 4 年 10 月 1 日からの施行を予定。

非常勤職員の育児休業の取得要件の見直しについて

1 趣 旨

改正地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が令和4年10月1日付で施行されることを踏まえ、職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、非常勤職員の育児休業に関する取得要件の緩和や取得方法の柔軟化等を行う。

2 概 要

（1）非常勤職員が子の誕生日から57日間以内に育児休業を取得する場合の要件を緩和

育児休業取得時に必要な要件のうち、任期継続見込みの要件を「子が1歳6か月に達する日まで」から「子の誕生日から57日間と6か月が経過する日まで」に緩和する。

（2）非常勤職員が子の1歳以降に育児休業を取得する方法を柔軟化

① 子が1歳から1歳6か月に達する日までの期間に育児休業を取得する場合

改正後は、この期間の途中での夫婦交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となる。

② 子が1歳6か月から2歳に達する日までの期間に育児休業を取得する場合

上記①と同様の取扱いとする。

3 一部改正を予定する条例

職員の育児休業等に関する条例

4 施行予定期日

令和4年10月1日

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要

1 趣 旨

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる。

2 改正概要

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、3年に一度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動及び消費税増税（8%⇒10%（令和元年10月施行））を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行う。

3 施行日

令和4年4月6日

4 千代田区議会議員及び区長の選挙に関わる改正内容

区 分	改正単価	現行単価
(1) 選挙運動用自動車の使用〔公職選挙法141条第8項〕		
自動車借入れ	16,100円	15,800円
燃料費	7,700円	7,560円
(2) 選挙運動用ビラの作成〔公職選挙法142条第11項〕		
1枚当たり	7円73銭	7円51銭
(3) 選挙運動用ポスターの作成〔公職選挙法143条第15項〕		
印刷費 1枚当たり	541円31銭	525円6銭
企画費	316,250円	310,500円